

世田谷区子ども・若者総合計画（第3期） 案

令和7(2025)年度～令和16(2034)年度

【概要版】

令和7年(2025年)1月

世田谷区

〈策定の趣旨・計画期間〉

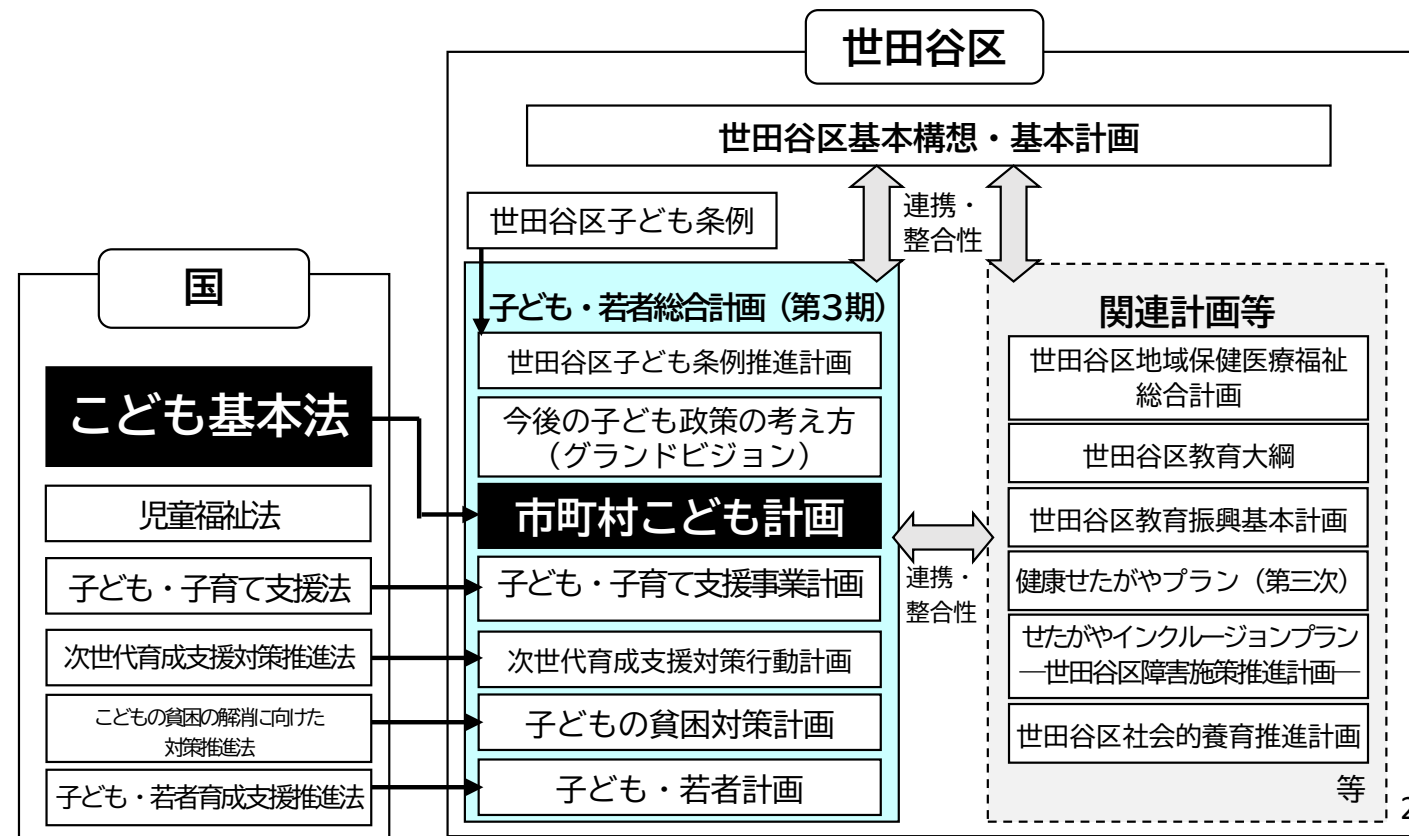
令和6年度(2024年度)に「子ども計画(第2期)後期計画」の最終年度を迎えたことから、「今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)」の考えを引き継ぎつつ、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、若者期まで、切れ目なく総合的に施策を展開していく、という考えのもと、「子ども・若者総合計画(第3期)」に名称を変更し、策定します。

これまでと同様に、子ども計画が大切にしてきた区民とともに進める地域づくりには、長期的な施策の見通しが必要であるという考えに基づき、計画期間は10年間とします。なお、計画策定後も、時勢をみながら必要な見直しを行います。

〈計画の位置づけ〉

本計画は、世田谷区子ども条例の推進計画として策定します。

こども基本法で市町村の努力義務とされている自治体こども計画に位置づけるとともに、これまでと同様、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法(令和6年(2024年)6月改正)に基づく子どもの貧困対策計画及び子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画を内包します。



これまで、進捗管理や評価・検証について、子ども・子育て施策は世田谷区子ども・子育て会議、若者施策は世田谷区子ども・青少年協議会で行い、その結果を公表してきました。

子ども・若者、子育て家庭が抱える困難は、複雑かつ多様化しており、特に、虐待や不登校、貧困等の困難が、子ども期だけで解消されず、その後も引き継がれ、若者期の成長に影響を及ぼし、特有の課題として顕在化しています。妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、若者期の支援を切れ目なく議論する必要があることから、計画の初年度にあわせて、世田谷区子ども・子育て会議と世田谷区子ども・青少年協議会を統合し、世田谷区子ども・若者・子育て会議を設置し、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、若者期まで、切れ目なく総合的な視点で、進捗管理と評価・検証を行います。

新たに、子ども条例の一部を改正する条例の議論を踏まえ、

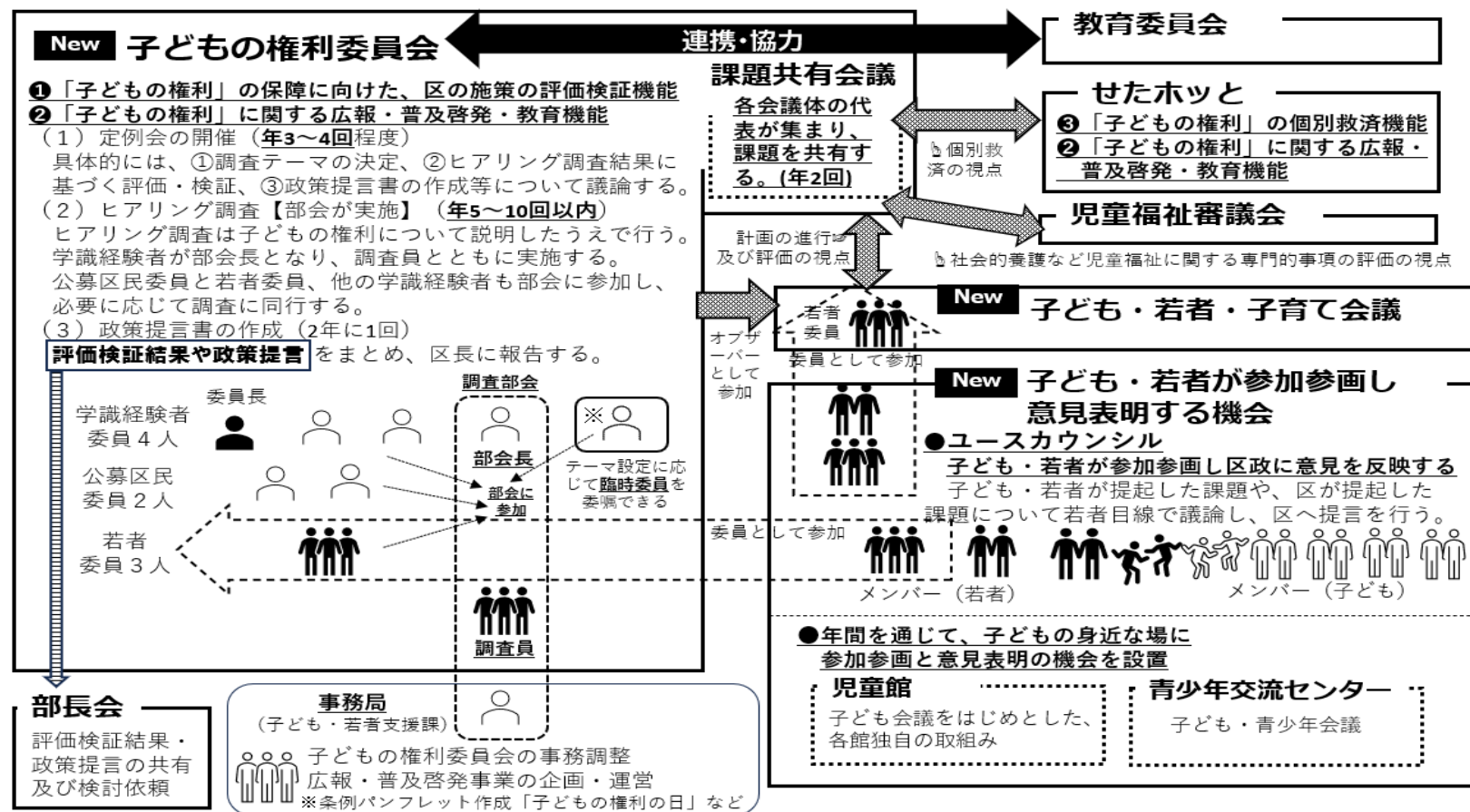
①子どもの権利保障に向けた、区の施策の評価・検証

②子どもの権利に関する広報・普及啓発等

を行う世田谷区子どもの権利委員会を設置します。

子ども・若者が参加・参画し、意見表明できる機会を仕組みとして位置づけ、教育委員会との連携・協力のもと、世田谷区子ども・若者・子育て会議等の関係機関と定期的に子どもの権利に関する課題を共有し、評価・検証、ヒアリング調査を実施します。その結果を踏まえて、区長に対して政策提言を行います。

子どもの権利委員会の設置について

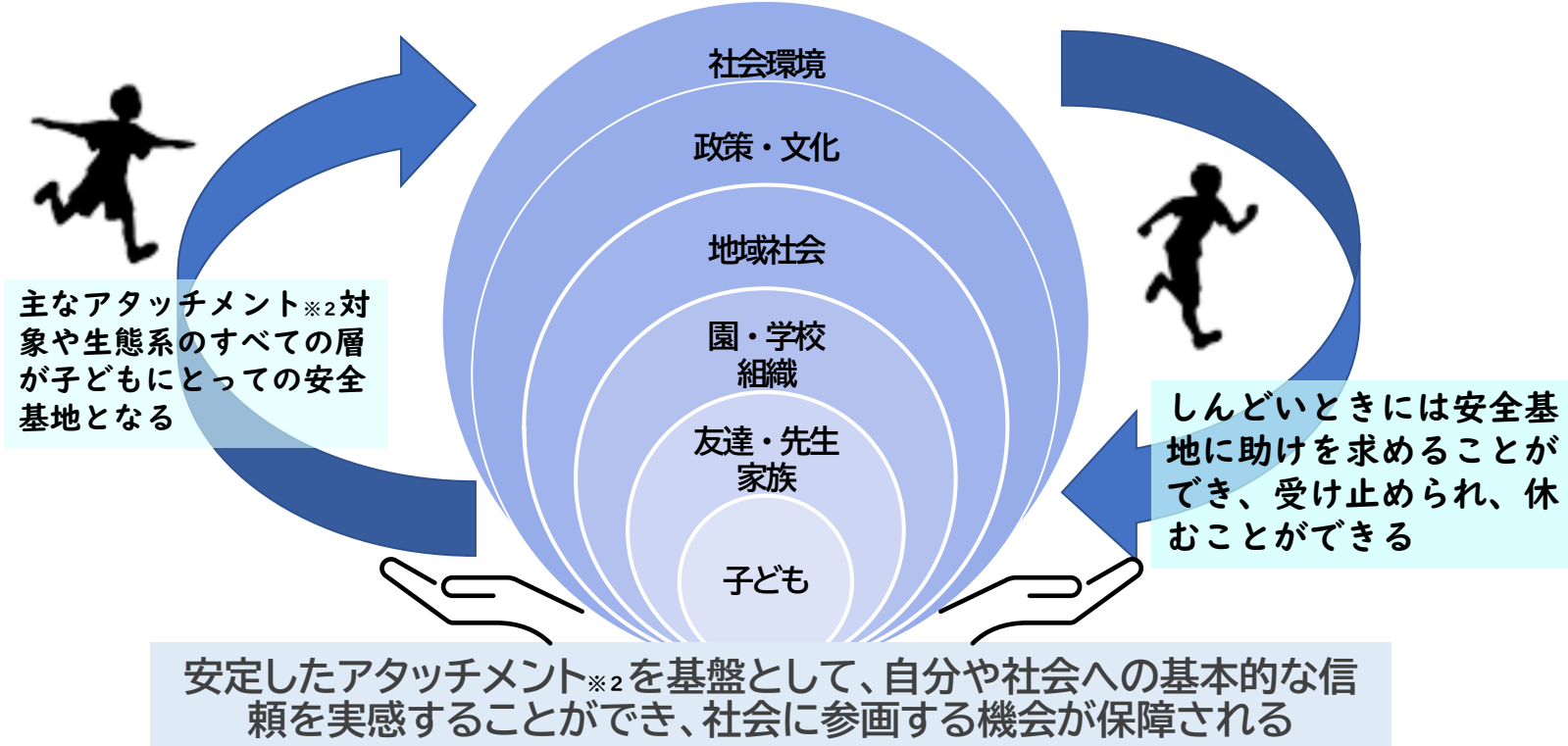


区の子ども・若者施策は、権利の主体である子どもの視点(子どもの最善の利益)で展開しているため、本計画の推進にあたっては、新たに「政策の柱」ごとに、子ども・若者一人ひとりのウェルビーイング※1を実現するための指標を導入し、計画の指標とします。

子どもは、周囲の様々な関係(層)が相互に影響を与えあう環境の中で、その影響を通じて、発達していきます。この指標は、社会環境等の影響も受けるものですが、本計画で推進する「政策の柱」を通じて、めざす状態を明らかにするために、子ども・若者、保護者の主観的な評価を指標に設定します。

子どものウェルビーイングの生態系※3:安心の輪

子どもを取り巻くすべての関係(層)とライフステージを通じて、「基本的な生活基盤の安定」と「安全で安心できる応答的な関わりや体験」が保障され、継続することを目指す



※1「ウェルビーイング(Well-being)」

…身体的、精神的、社会的に満たされ、その人にとってちょうど心地よい、幸せな状態であることをいいます。

※2「アタッチメント」

…不安や恐怖等を感じたときに「特定の誰か(アタッチメント対象)」にくっつき、ケアされることで安心感を得ようとする本能的な欲求や行動のこと。アタッチメントが安定していると、子どもは自分や社会への基本的な信頼感を育むことができ、アタッチメント対象を安全基地として外の世界を探索することができます。

※3「生態系(エコロジカルモデル)」

…ウェルビーイングは、子ども自身の世界(自分や、身近な人との関係)、子どもを取り巻く世界(学校などの居場所や地域の状態)、より大きな世界(政策、文化、社会の環境など)の互いの作用によってかたちづけられます。この全体的な構造と、その相互のかかわりのこと。

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標			現況数値	中間目標値	最終目標値
			令和5年度	令和10年度	令和15年度
①	周りの人は自分の意見をちゃんと聞いてくれている、と思う子ども・若者の割合	小学生低学年	84.4%	87.2%	90.0%
		小学生高学年	84.2%		
		中学生	84.1%	80.4%	85.0%
		若者	75.7%		
②	自分にとって一番よいことはなにか、大人にいっしょに考えてもらえる、と思う子どもの割合	小学生低学年	77.1%	81.0%	85.0%
		小学生高学年	76.0%		
		中学生	69.6%	73.4%	80.0%
③	社会を自分の力で変えられる、と思う子どもの割合	中学生	29.5%	44.8%	60.0%
④	人や社会の役に立ちたい、と思う若者の割合	若者	77.4%	80.2%	83.0%
⑤	自分のことが好きだ、と思う子どもの割合	小学生低学年	68.0%	61.5%	65.0%
		小学生高学年	55.0%		
		中学生	54.7%	80.0%	80.0%
⑥	子育てを楽しみ、と感じる保護者の割合	就学前児童保護者	80.1%		
		就学児保護者	76.3%	88.8%	90.0%
⑦	やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができている、と思う子どもの割合	小学生低学年	87.5%		
		小学生高学年	80.2%	82.6%	85.0%
		中学生	74.3%	80.0%	82.0%
⑧	家族の他に自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる、と思う子どもの割合	小学生低学年	77.8%	81.4%	85.0%
		小学生高学年	77.7%		
		中学生	68.6%	73.3%	80.0%
⑨	世田谷区の相談支援機関を知っている若者の割合	若者	45.6%	53.8%	62.0%
⑩	ホッとでき、安心していられる場所がある、と思う若者の割合	若者	92.9%	94.0%	95.0%
⑪	最近2、3年の間に、学校や仕事以外で、趣味の活動やイベント、ボランティアなどに参加・企画から関わった、若者の割合	若者	27.9%	39.0% ※1	50.0% ※1
⑫	世田谷区の制度・施策について意見を伝えたい、と思う若者の割合	若者	49.9%	57.5%	65.0%
⑬	心も身体ものびのび成長でき、安心して暮らしている、と思う子どもの割合	小学生低学年	85.5%	87.8%	90.0%
		小学生高学年	84.9%		
		中学生	75.0%	80.5%	83.0%
⑭	どんな理由でも差別されない、と思う子どもの割合	小学生低学年	59.4%	67.2%	75.0%
		小学生高学年	68.8%	75.0%	80.0%
		中学生	74.0%	80.0%	85.0%
⑮	自分のことが大事だ、と思う若者の割合	若者	84.2%	86.6%	89.0%
⑯	子育てしやすい環境だ、と感じる保護者の割合	就学前児童保護者	80.6%	80.0%	80.0%
		就学児保護者	82.6%		
⑰	地域の子ども・子育て支援に携わってもよい、と考える保護者の割合	就学前児童保護者	64.5%	70.0%	75.0%
		就学児保護者	64.2%		

※1 最近2、3年の間に、趣味の活動や地域のイベント、ボランティアなどに参加・企画から関わった、若者の割合

※2 地域に携わってもよい、と考える保護者の割合

〈めざすまちの姿〉

一人ひとりが 笑顔で 自分らしくチャレンジできるまち

第3期で定める「めざすまちの姿」は、世田谷区子ども条例に基づき、まちの主役である子ども・若者が、地域社会に参画した地域社会の将来像であるという考えのもと、世田谷区子ども条例の改正に向けた子どもたちによる条例検討プロジェクトの中で、令和5年度に小中学生アンケート調査や子ども・若者の声ポスト、児童館等で行った子ども・青少年会議で寄せられた「〇〇のまち」の意見をもとに、決めました。

〈計画の目標〉

子どもが権利の主体として、一人ひとり^{※2}の
健やかな育ちが保障され、子ども・若者が、
自分らしく幸せ(ウェルビーイング^{※1})な今を生き、
明日からもよい日と思える^{※3}社会を実現する。

※1 「ウェルビーイング (Well-being)」

…身体的、精神的、社会的に満たされ、その人にとってちょうど心地よい、幸せな状態であることをいいます。

※2 「一人ひとり」

…個人の尊厳を尊重し、年齢、発達、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くという共生社会の実現に向けた考えを踏まえます。

※3 「明日からもよい日と思える」

…主語は子ども・若者です。子ども・若者にとっての明日、明後日、その先の未来の時間も含みます。

〈計画を貫く4つの原則〉

本計画における「計画を貫く4つの原則」を定め、政策及び施策を実施します。

1 子どもの権利と最善の利益の保障

子どもを権利の主体とし、子ども一人ひとりの気持ちや個性、考えを受けとめ、子どもにとって一番良いことは何かをともに考え、その権利と最善の利益を保障します。

2 子ども・若者の意見表明と参加・参画

子ども時代に、周囲の人に意見や思いを受けとめてもらった経験は、子どもの安心や自信につながり、その後を生きる大きな力となります。年齢や発達にあわせて、様々な場面や機会で、子ども・若者の声※1を聴き、対話しながら、ともにウェルビーイング※2を実現します。

3 地域の多様な関わりの中で、切れ目なく支える

子ども・若者一人ひとりの心身の育ちや状況にあわせ、地域の多様な関わりの中で、切れ目なく、重なりあいながら、子ども・若者、子育て家庭を支えます。

4 子ども・若者とともに進める地域社会づくり

年齢、発達、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くという共生社会の実現に向けて、子ども・若者、保護者、区民とともに、多様なコミュニティや人とのつながりの中で、互いを尊重し、多世代で交流しながら、誰もがつながり支え合う地域社会をつくりまします。

※1「声」…意見だけでなく、広く気持ちや考えを含むものであり、子どもの年齢や発達に応じて、言語化された声のみならず、遊びや身振り等の非言語のコミュニケーションも含んでいる。

※2「ウェルビーイング (Well-being)」…身体的、精神的、社会的に満たされ、その人にとってちょうど心地よい、幸せな状態であることをいいます。

〈子ども・若者政策と少子化対策の関係性〉

現在の少子化は、経済的要因・心理的要因・環境的要因等、複数の要因が絡まっており、その対策には子どもや子育てを応援するといった社会全体の意識改革や子育ての社会化等も含み、国、都、区市町村、民間企業等がそれぞれの役割の下、連携しながら取組みを推進する必要があります。

区は、「今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)」を踏まえ、住民に最も身近な基礎自治体として、世田谷版ネウボラを中心とした妊娠期からの子育て支援、区民に寄り添った切れ目ない施策を強化していくことに重点を置き、事業者を含むすべての区民とともに、「子ども・子育て応援都市」の施策と地域の力を総動員して、子ども・若者が「このまちで育ってよかった」と思えるまち、「子ども・若者、Do 真ん中」の実現に取り組んでいます。

最も身近な自治体として、区民の多様な価値観を尊重しつつ、希望する方が子どもを産み育てることを選択し、喜びを持てる環境を整えることが重要であることから、本計画の目標である「子どもが権利の主体として、一人ひとりの健やかな育ちが保障され、子ども・若者が、自分らしく幸せ(ウェルビーイング)な今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現する。」ことによって、「世田谷で子育てしやすい」「子育てし続けたい」と実感できる区民を増やし、社会増及び自然増により持続可能な人口構成になることで、区として「希望する暮らしを叶えられるまち、住み続けられる世田谷」を実現し、国、都の少子化対策に資することにつなげていきます。

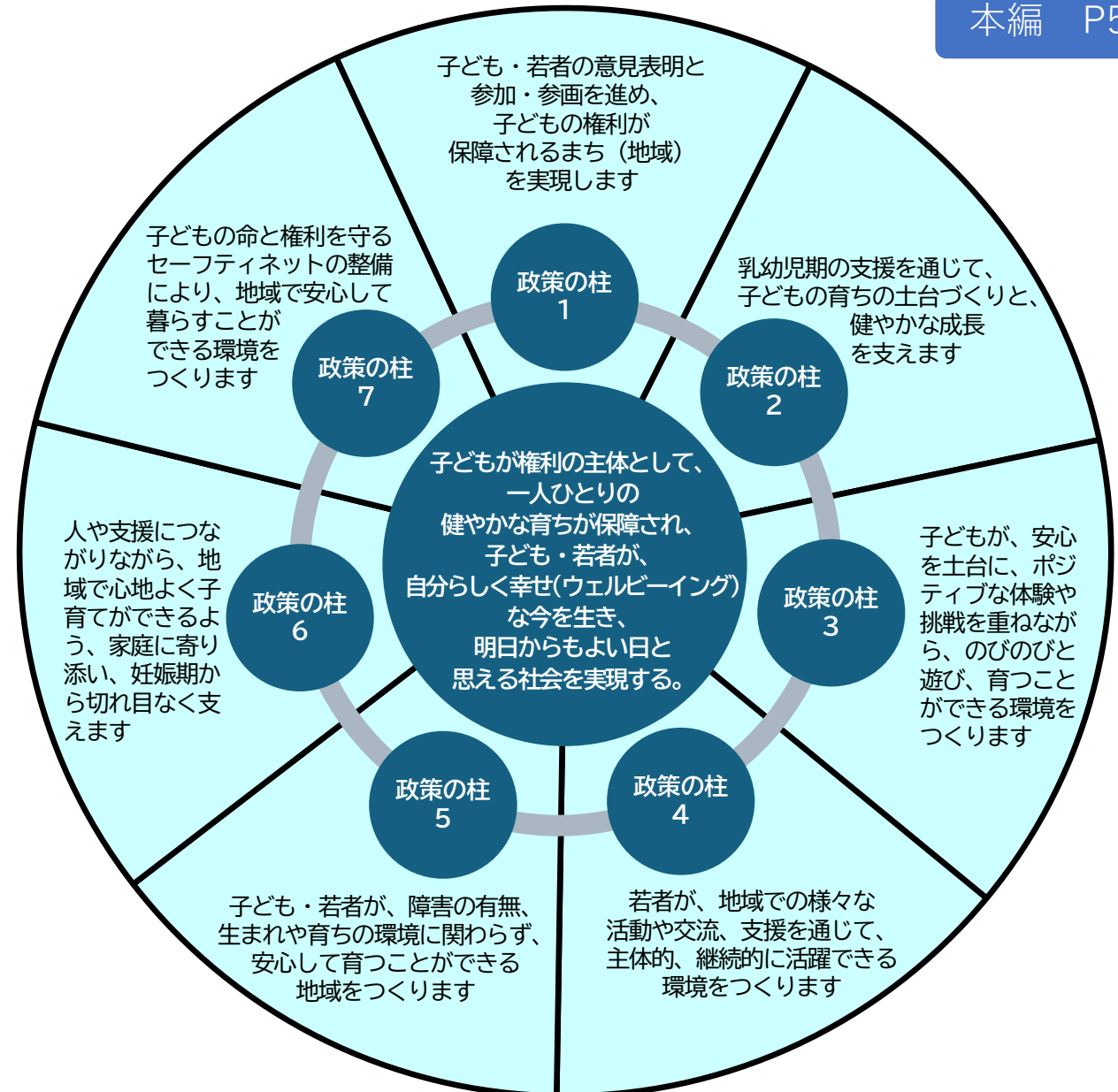
第4章 政策の柱

本編 P56-57

子ども・若者の育ちと成長、子育てを子ども・若者や保護者だけの責任とはせず、地域社会全体で育ちと成長、子育てを支えるための取組みを推進することを主眼に「政策の柱」を定めます。

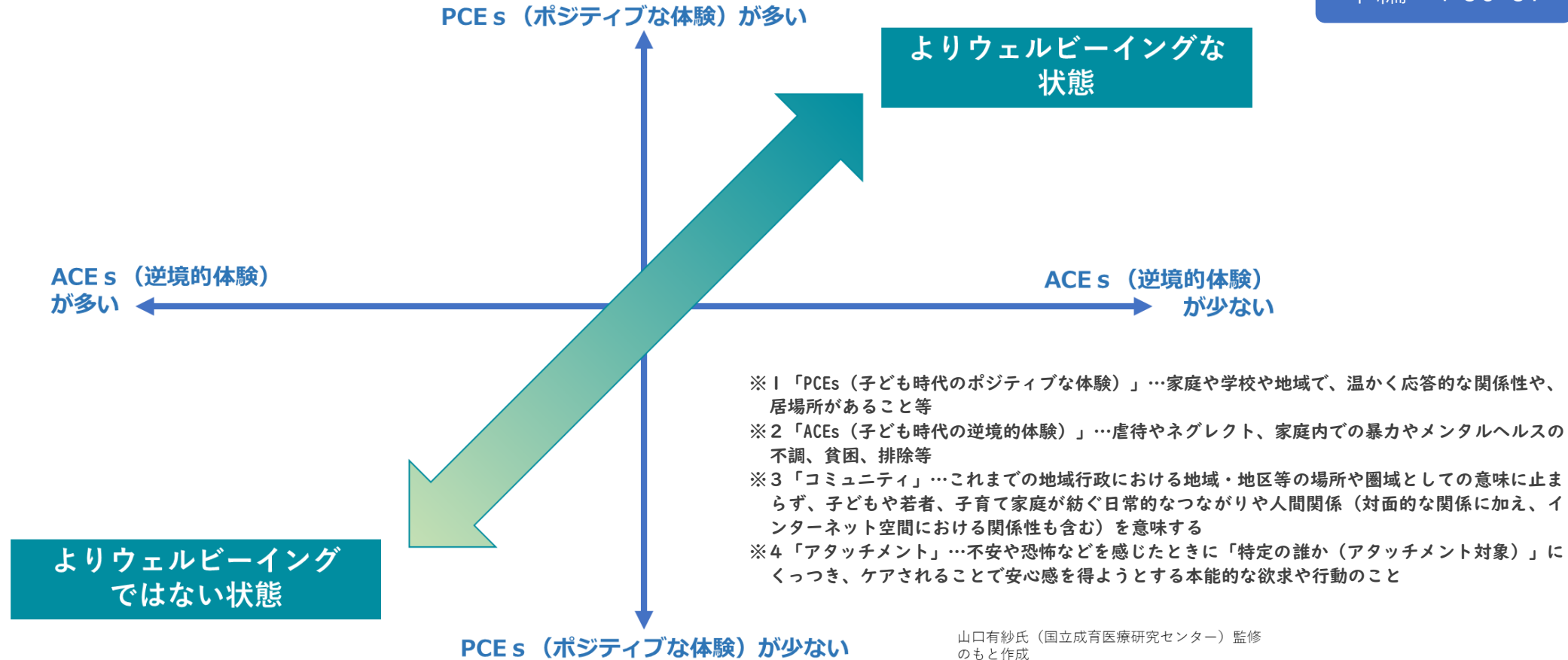
区は、事業者を含む区民とともに、子どもの生活するあらゆる場において、子どもの権利が当たり前に保障され、それを基盤に、妊娠期から乳幼児期にかけて、子ども一人ひとりが安定したアタッチメント※4を形成できる環境を整えます。そして、子どもや若者、子育て家庭(保護者)が、ライフステージを通じて多様なコミュニティ※3とつながり、様々な人と出会うことのできる環境をつくれます。

子ども期を通じて、自分らしさが肯定されて、自分自身の声が周囲に受け止められる応答的で安心のできる関係や環境を基盤にして、豊かに遊び、意見を表明し、地域や社会に参画し、挑戦できるポジティブな体験(PCEs※1)を増やし、様々な生き方を選択できる機会を充実します。



子どもを取り巻く環境とライフステージを通じて 逆境体験(ACEs※2)を減らし・癒し、ポジティブな体験(PCEs※1)を増やす

本編 P56-57



妊娠期から子どものライフステージを通じて、基本的な生活基盤の安定と、家庭や学校、地域で、あたたかく応答的な関係性や、居場所があること等、ポジティブな体験(PCEs※1)を重ねることは、ウェルビーイングの基盤です。

小中学生アンケート調査の結果からも、〈周囲の人が自分の意見をちゃんと聞いてくれている〉、〈家族に大事にされている〉、〈学校が楽しい〉、〈地域のお祭りなどに行くのが好き〉、〈家族の他に自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる〉という複数の体験や実感が、自己肯定感に影響することが推測される結果でした。

さらに、こうした体験は、虐待・ネグレクト・家庭内での困難やいじめ等の逆境体験(ACEs※2)がある子どもたちの傷つきの影響を緩和する可能性があることから、子どもを取り巻く多様なコミュニティ※3の中で、信頼できる人々との関わりや体験を、子どもの権利に根差して保障することが必要です。

政策の柱Ⅰ 子ども・若者の意見表明と参加・参画を進め、 子どもの権利が保障されるまち（地域）を実現します

本編
P58・59

めざす状態	子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標
安心して、自分の意見を言うことができ、その意見が大切にされていると感じている	①周りの人は自分の意見をちゃんと聞いてくれている、と思う子ども・若者の割合
一人ひとりの子どもの最善の利益が、その子の意見を踏まえて十分に考慮されている	②自分にとって一番よいことはなにか、大人にいっしょに考えてもらえる、と思う子どもの割合
子どもが、周囲や地域の様々な人々と社会的に関わっている、と感じることができている	③社会を自分の力で変えられる、と思う子どもの割合
若者が、地域での活動や交流を通して、いきいきと力を発揮している	④人や社会の役に立ちたい、と思う若者の割合

取組みの方向性	施策の方向性
---------	--------

子どもは、一人ひとりが権利の主体であり、大人とともに地域社会をつくっていく一員であり、これからの社会を変え、地域社会を一緒に創っていくパートナーです。

急激な社会状況の変化の中で、これまで以上に地域や社会の課題の多様化・複雑化が進んでいます。この課題に向き合うには、子ども・若者と大人が互いを尊重しながら対話を重ね、それぞれのアイデアや考えを持ち寄り、解決したり、新たな価値をつくりだしていける地域社会を実現する必要があります。

日々の暮らしの中で、子ども・若者が、意見や考えを聴いてもらえている、と実感できることは、子ども自身の意見表明や意見形成、地域社会への参加意欲を支える土台となります。また、意見や考えは、子どもの年齢や発達に応じて、言語化された声のみならず、泣き声、遊び、身振り、しぐさや表情等の非言語のコミュニケーションを含むことから、乳幼児期も含めて、日常的に過ごす場から、対話を重ねる必要があります。

子ども・若者と大人が互いを尊重し対話を重ねることができる地域社会を実現するために、乳幼児期も含めて、日常の関わりや過ごす場、地域や社会の機会等、多様な意見表明と参加・参画の取組みをさらに充実し、子ども・若者一人ひとりが、参加しやすく、安心して声や意見を表明し、自分らしさが肯定される応答的な関わりを通じて、周囲に何らかの変化をもたらしたり、受け入れられたと実感できる環境づくりに取り組みます。

これらの取組みにより、子ども・若者が、様々な人々や地域・社会に関わっている、と実感できるまちを実現します。

- ◆ 日常的に子ども・若者が意見を表明しやすい環境づくり※と地域・社会への参加・参画の推進
- ◆ 子ども・若者が参画した施策の評価・検証の仕組みの構築
- ◆ 子どもの権利学習・意識の醸成、権利擁護の取組みの推進
- ◆ 施設や学校で子どもに関わる大人への子どもの権利学習、保護者への子どもの育ちや子どもの権利に関する意識醸成
- ◆ 地域で子どもを見守り支える気運の醸成と子育ての社会化

政策の柱 2 乳幼児期の支援を通じて、 子どもの育ちの土台づくりと、健やかな成長を支えます

本編
P60・61

めざす状態

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

子どもが自分自身のことが好きだ、と感じることができている

⑤自分のことが好きだ、と思う子どもの割合(小学校低学年のみ)

保護者も、子どもと一緒に育ち、子育てを楽しみ、と感じることができている

⑥子育てを楽しみ、と感じる保護者の割合

取組みの方向性

施策の方向性

乳幼児期の子どもが、健やかに成長(育ち)するとともに、心も、身体も、周囲との関係も、心地よく満たされ、自分のことが好き、と実感できる社会を実現する必要があります。また、保護者は子どもに最も近い存在であり、子ども期を通じて、保護者自身のウェルビーイングを高めることが、子どものウェルビーイングを実現するために欠かすことができません。

そのためには、子どものウェルビーイングと成長を支えるとともに、子どもが保護者と安定したアタッチメント※が形成できるような環境を整える等の子どもの育ちの土台づくりも重要です。

区は、乳幼児期の子どもの健やかな成長と育ちの土台づくりのために、子どもや子育て家庭の状況を把握し、それぞれのニーズに沿った教育・保育事業や子ども・子育て支援事業をきめ細かく展開します。

また、子どもの育ちに関わるすべての関係者(施設・事業)が、専門性をいかながら、子どもの権利を主体にした支援を行えるよう、質の確保と向上に取り組めます。

これらの取組みにより、子どもの健やかな成長と自己肯定感の向上に向けた取組みを継続することで、生涯にわたるウェルビーイングの実現を図ります。

- ◆ 子どもの育ちを支えるための教育・保育施設等の充実
- ◆ 子どもの権利を主体とした教育・保育の質を守り、高めるための支援
- ◆ 子どもの健やかな育ちを支える専門人材の確保・育成
- ◆ 保護者への子どもの育ちや権利に関する意識醸成
- ◆ 教育・保育施設から学校への円滑な接続のための連携強化

※アタッチメント...不安や恐怖等を感じたときに「特定の誰か(アタッチメント対象)」にくっつき、ケアされることで安心感を得ようとする本能的な欲求や行動のこと。アタッチメントが安定していると、子どもは自分や社会への基本的な信頼感を育むことができ、アタッチメント対象を安全基地として外の世界を探索することができる。

政策の柱3 子どもが、安心を土台に、ポジティブな体験や挑戦を重ねながら、 のびのびと遊び、育つことができる環境をつくります

本編
P62・63

めざす状態	子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標
子どもが自分自身のことが好きだ、と感じることができている(再掲)	⑤自分のことが好きだ、と思う子どもの割合(再掲)
一人ひとりの子どもの最善の利益が、その子の意見を踏まえて十分に考慮されている(再掲)	②自分にとって一番よいことはなにか、大人にいっしょに考えてもらえる、と思う子どもの割合(再掲)
子どもが安心して過ごせる場所があり、行くことができ、子どもにとって安心できる関係がある	⑦やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができている、と思う子どもの割合 ⑧家族の他に自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる、と思う子どもの割合

取組みの方向性	施策の方向性
区ではこれまで、子どもの成長・発達を支える「遊び」を大切にしながら、子どもが自分らしく安心・安全に過ごし、育つことができる環境づくりに取り組んできました。その一方で、児童虐待相談件数の増加や遊び場の減少、子ども自身が自由に使える時間を十分に持てない状況等、子どもを取り巻く環境の厳しさが増しており、「遊ぶ権利」や「育つ権利」、「参加する権利」をはじめとした子どもの権利を全ての子どもが実感できる環境整備が以前にも増して重要となっています。 そのために、子どもの成長を温かく見守るネットワークを拡充していくとともに、児童館をはじめとした居場所が「子どもの権利の拠点」となり、子どもが遊んだり、くつろいだり自由に過ごすことができたり、意見を言いやすい環境を整え、その取組みを地域に広げていきます。 これらの取組みにより、子どもが、その時々ニーズに応じた居場所を持ちながら、心も身体ものびやかに成長でき、安心して暮らしている、そして、やりたいことを楽しみ、のびのびと遊び、くつろぐことができている、と実感できる地域社会を実現します。	◆ 子どもに身近な相談支援・見守りネットワークの強化 ◆ 子どもの権利の拠点の充実 ◆ 子どもが安心して過ごすことができ、多様な経験を重ねることができる場や機会の充実 ◆ 外遊びの機会と場の拡充 ◆ 施設や学校で子どもに関わる大人への子どもの権利学習、保護者への子どもの育ちや子どもの権利に関する意識醸成(再掲)

政策の柱 4 若者が、地域での様々な活動や交流、支援を通じて、主体的、継続的に活躍できる環境をつくります

本編
P64・65

めざす状態	子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標
若者が、地域での活動や交流を通して、いきいきと力を発揮している(再掲)	④人や社会の役に立ちたい、と思う若者の割合(再掲) ⑨世田谷区の相談支援機関を知っている若者の割合
若者が身近な地域のなかで、安心して過ごせる居場所がある、知っている	⑩ホッとでき、安心していられる場所がある、と思う若者の割合
若者がやりたいことにチャレンジしたり、多様な経験を重ねることができる機会が充実している	⑪最近2、3年の間に、学校や仕事以外で、趣味の活動やイベント、ボランティアなどに参加・企画から関わった、若者の割合 ※1
若者が日ごろから意見を尊重されていると実感し、希望を持って自分の意見を伝えたいと思っている	⑫世田谷区の制度・施策について意見を伝えたい、と思う若者の割合

※1 最近2、3年の間に、趣味の活動や地域のイベント、ボランティアなどに参加・企画から関わった、若者の割合

取組みの方向性	施策の方向性
---------	--------

若者期における課題として、子ども期から引き継がれる課題と、自立※を見据えた若者期特有の課題があり、成人期に向けて自立を見据えた支援の体制が必要です。地域の中で様々な人がつながりながら、若者の悩みや葛藤に寄り添い、活動や交流をサポートすることで、若者が自立し活躍するための環境を充実させることがより一層重要となっています。

そのため、地域全体で一人ひとりの若者の悩みや葛藤に寄り添い、支え、互いにつながり合うことができるよう、若者と社会をつなぐ取組みや様々な支援機関・地域団体等の連携強化が必要です。

また、若者にとって身近な地域のなかで安心して過ごせる居場所の充実を進めるとともに、若者が様々なことにチャレンジし、失敗したり、成し遂げたりする経験を繰り返しながら、自らの力を育むとともにライフプランの選択肢を増やすことができる場や機会を拡充します。さらに、若者が過ごすあらゆる場面において、若者の意見を受け止め、尊重し、ともに考えることで、若者が安心して意見を言える環境づくりや意見反映の取組みを進めます。

これらの取組みを通して、すべての若者が様々な活動や交流に参加・参画し、大人を含めた多様な人々とつながり、自分のことを理解してくれる、応援してくれていると実感できる地域の中で、社会の真ん中にいるという実感を持ち、いきいきと力を発揮できる環境を実現します。

- ◆ 若者にとって力を発揮できる場や居心地のよい安心して過ごせる場の充実
- ◆ 若者が地域で多様な経験を重ねることができる場や機会の充実及び参加・参画の推進

※様々な場や人とつながり、色々な頼り先をつくりながら、自己選択・自己決定し、自分らしく生きていくこと

政策の柱5 子ども・若者が、障害や特性等の有無、生まれや育ちの環境等に関わらず、安心して育つことができる地域をつくります

本編
P66・67

めざす状態	子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標
子ども・若者が、障害や特性等の有無、生まれや育ちの環境等に関わらず、安心して暮らせている、と感じることができる	⑧家族の他に自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる、と思う子どもの割合(再掲)
	⑬心も身体ものびのび成長でき、安心して暮らしている、と思う子どもの割合
	⑭どんな理由でも差別されない、と思う子どもの割合
	⑮自分のことが大事だ、と思う若者の割合

取組みの方向性	施策の方向性
子ども・若者一人ひとりが、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害や特性等の有無、家庭の経済状況など生まれや育ちの環境に関わらず、安心して暮らせている、と実感でき、自分らしさが肯定される応答的な関わりの中で、ポジティブな体験を重ねることができる環境づくりを進める必要があります。 そのためには、子ども・若者が、心身ともに豊かに育つことができるために、社会とのつながり方や経済的に弱い立場になりやすいこと等を踏まえて、様々な課題や個別ニーズに応じて必要な支援が受けられるよう施策を充実するとともに、子ども・若者が抱える悩みや困難を身近な人に語ることができたり、身近な周囲の人がその悩みや困難に気づくことができるよう、サポートにつなげることができるネットワークづくり等に取り組めます。 これらの取組みにより、子ども・若者一人ひとりが、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害や特性等の有無、家庭の経済状況など 生まれや育ちの環境で選択肢が制約されず、多様性が認められ、本来持っている力が発揮でき、ウェルビーイングな状態にあることを実現します。	◆ 子どもの貧困対策 ◆ ひとり親家庭への支援 ◆ 発達・発育を支える 体制の整備・充実(医療的ケア児への支援や施設整備等) ◆ ヤングケアラーへの支援の充実 ◆ 何らかの悩みや困難、生きづらさを抱えた子ども・若者への支援 ◆ 保健福祉分野と教育分野が連携した子ども・若者への支援

政策の柱6 人や支援につながりながら、地域で心地よく子育てができるよう、 家庭に寄り添い、妊娠期から切れ目なく支えます

本編
P68・69

めざす状態	子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標
保護者も、子どもと一緒に育ち、子育てを楽しみ、と感じることができている (再掲)	⑥子育てを楽しみ、と感じる保護者の割合(再掲)
保護者等が、地域の中で人々とつながりながら、心地よく子育てしている	⑩子育てしやすい環境だ、と感じる保護者の割合
	⑪地域の子ども・子育て支援に関わってもよい、と考える保護者の割合

取組みの方向性	施策の方向性
妊娠期から、子育て支援と福祉、医療、地域とが連携しながら、顔が見えるネットワークの中で、「世田谷版ネウボラ」を中心に、子育て家庭を切れ目のない支援に取り組んできました。しかしながら、コロナ禍を経て、地域の見守りや支え合いのコミュニティの希薄化に拍車がかかり、家族の核家族化や子育て世代の減少等もあり、妊娠や出産、子育てが孤立しており、その対応が急務になっています。 また、保護者は子どもに最も近い存在であり、子ども期を通じて、子どもが安定したアタッチメントを基盤に、自分や社会への基本的な信頼を実感する上で、大きな影響を与えることから、保護者自身のウェルビーイングを高めることが、子どものウェルビーイングを実現するために欠かすことができません。 「今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)」の考えを踏襲し、子育て家庭が、日々の暮らしの身近なところで、地域の人々や支援につながりながら、孤立することなく、安心して暮らせるよう、包括的な相談支援体制の強化や伴走型支援、予防型施策の充実に取り組めます。また、妊娠期も含めて、地域につながりながら子育てするための仕掛けや、オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供・支援、アウトリーチによる支援を充実します。これらの取組みにより、子どもとその保護者のウェルビーイングを実現し、地域の中で人々とつながりながら、心地よく暮らすことができる地域社会を実現します。	◆ 伴走型相談支援体制の強化 ◆ 妊娠期から地域につながる取組みの推進、相談からつながる育児不安の軽減に向けた支援や仕組み、情報や支援を届ける取組みの充実 ◆ 保護者の学びの支援 とリフレッシュできる場・機会の充実 ◆ 保護者への子どもの育ちや子どもの権利に関する意識醸成(再掲)

めざす状態	子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標
子どもが、安心して暮らせている、と感じることができる	⑬心も身体ものびのび成長でき、安心して暮らしている、と思う子どもの割合(再掲)

取組みの方向性	施策の方向性
---------	--------

令和2年度(2020年度)に児童相談所を開設し、区民生活に密着した基礎自治体として、児童相談のあらゆる場面において子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現をめざすことを理念とし、あらゆる子どもには家庭を与えられるべきという視点に立ち、子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者支援を重点的に行うとともに、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱として、地域の支援を最大限に活用した予防型の児童相談行政の展開を図ってきました。

一方で、令和5年度(2023年度)の区の児童虐待相談対応件数は、3,265件にのぼり、複雑・困難なケースも増加していることから、更なる支援の充実を図る必要があります。

そのために、家庭への養育環境の支援に取り組むとともに、代替養育を必要とする子どもが、家庭と同様の養育環境において養育されるよう、子どもの最善の利益が保障された権利擁護の取組みを推進します。

これらの取組みを通じて、子どもの命と権利を守るセーフティネットが整備された地域のつながりの中で、子どもの権利が保障され、心身ともに安全・安心して暮らすことができる地域社会を実現します。

- ◆ 予防型の児童相談行政の推進
- ◆ 家庭養育を優先した社会的養護の推進
- ◆ 地域で安心して暮らすことができるための環境整備と支援の充実

第5章 計画の内容

大項目1 乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援

(1)子どもの育ちを支えるための教育・保育施設の充実

〈めざす状態〉

- ・子どもの育ちを支えるための質の高い教育・保育が、需要量見込みに対応できる供給量を確保できている。
- ・子どもが多様な関わりの中で、安定したアタッチメントを形成しながら育っていけるよう、在宅子育て家庭も含め、保育施設や幼稚園等で、専門性をいかしながら、多様な教育・保育や子育て支援が提供され、子どもとその家庭を支える環境が整っている。
- ・区立保育園が、地域における身近な子どもの育ちのセーフティネットとしての役割を果たしている。また、他の保育施設で保育が困難になった際、支援の体制が維持され、災害時や不測の事態においてもセーフティネットが機能している。

施策展開	主な事業・取組み	本編
①子どもの育ちを支えるための教育・保育施設の定員確保	i 教育・保育施設の定員確保、ii 私立幼稚園等の教育環境の充実、iii 区立幼稚園集約化等計画に基づく取組みの推進、iv 区立保育園の再整備	P79
②子どもの育ちを支えるための多様な保育の充実	i 保育施設等における一時預かりの拡充、ii 私立幼稚園等における預かり保育の拡充、iii 区立幼稚園における3年保育の実施や預かり保育の拡充、iv こども誰でも通園制度の円滑な実施	P80
③区立保育園における子どもの育ちのセーフティネットの支援	i 区立保育園での在宅子育て支援の充実、ii 区立保育園のセーフティネットの強化	P80

(2)教育・保育の質を守り、高めるための支援

〈めざす状態〉

- ・すべての教育・保育施設において、令和6年度に改訂した「世田谷区保育の質ガイドライン」にて示す「子どもの命」と「子どもの権利」が守られた環境が整えられているとともに、「子どもの育ちの土台づくり」のための質の高い教育・保育が提供されている。さらに、「世田谷区保育の質ガイドライン」が子どもに関わる全ての人に共有され、地域社会に安全な基盤を築き、全ての子どもが生きる主体として、自分らしさを発揮し、幸せな生活(ウェルビーイング)が保障されている。
- ・「実践コンパス」の共有化が進み区内教育・保育施設への浸透が図られ、各事業が効果的に展開されるとともに、各施設において質の高い教育・保育が実践されている。また、「コンパスガイド」の普及啓発により、保護者等に区の教育・保育に関する想いや考え方が共有されることで、教育・保育施設に対する信頼感が高まる。
- ・乳幼児教育支援センターにおける各事業を通じて、事業成果が共有化され、区の教育・保育が充実する。
- ・アプローチ・スタートカリキュラム(改訂版)や学び舎の連携促進、専門人材派遣の活用による幼保小連携が円滑に行われ、子どもが安心して小学校生活を送れている。

施策展開	主な事業・取組み	本編
①教育・保育の質を守る取組みの推進	i 保育サポート訪問の強化、ii 指導検査の強化、iii「世田谷区保育の質ガイドライン」に基づく取組み、iv 地域の保育施設間のネットワークの強化、v「世田谷区教育・保育実践コンパス」の共有化、vi 乳幼児教育支援センター事業における成果の共有化	P83
②子どもの育ちの土台づくりのための教育・保育の充実	i 地域資源を活用した教育・保育施設における質の向上、ii 乳幼児教育支援センターにおける各事業の実施	P83
③教育・保育施設から学校への円滑な接続のための連携強化	i 乳幼児期の教育・保育と学校教育の円滑な接続に向けた取組み、ii 専門人材派遣事業による取組み、iii 認可保育所等における放課後児童健全育成事業の実施	P84

(1)子ども・若者が意見表明しやすい環境づくりと参加・参画の機会の充実

〈めざす状態〉

- ・子ども・若者が、乳幼児期も含めて、日常的な場面において、自分の意見が受けとめられて、その意見が反映されている、自身の意見が変化をもたらすことができる、と実感できている。また、多様な場面や機会で見聞が聴かれ、安心して参加・参画できる環境が整っている。
- ・子ども・若者が、安心して意見を表明することができる場や機会に参加・参画し、その意見が区の施策に反映されたり、反映されなかった理由も含めて、その結果がフィードバックされ、その過程が社会全体に発信されている。

施策展開	主な事業・取組み	本編
①身近な場所で子ども・若者が意見表明し、参加・参画できる機会の充実	i 児童館・青少年交流センターでの日常的な意見表明と参加・参画の取組み、ii 学校生活での意見表明・自治的活動の推進、生徒会サミットの取組みの充実、iii 基金を活用した子どもの主体的な地域活動への支援、iv 基金を活用した若者の主体的な地域活動への支援	P86
②身近な参加・参画の機会から、その意見を区の施策に反映する仕組みの構築	i ユースカウンスル事業の実施、ii 子ども・若者の意見を施策に反映させる取組みの充実(区審議会への若者の積極的な登用、区の子ども・若者関連施設整備や政策・施策への意見反映等)	P87

(2)子どもの権利学習・意識の醸成、権利擁護の取組みの推進

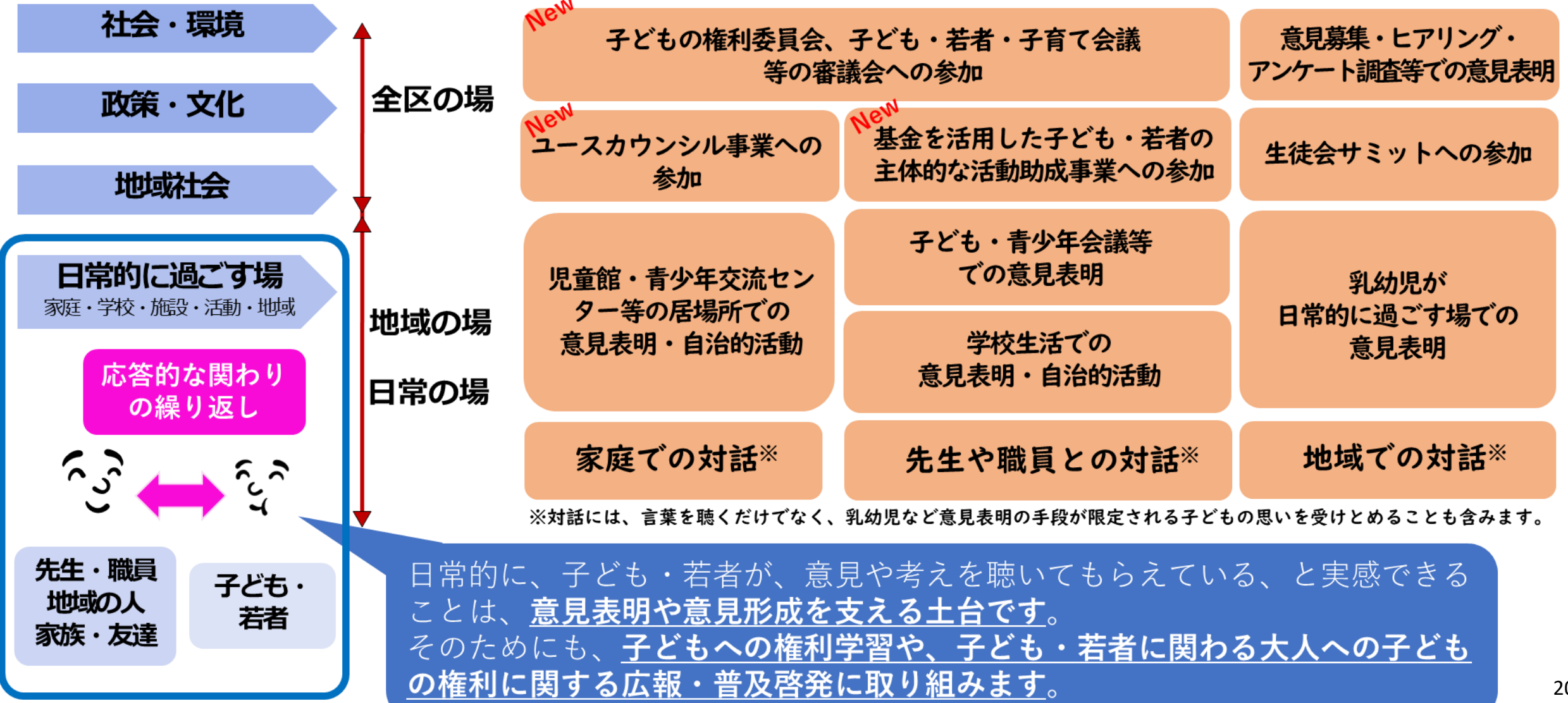
〈めざす状態〉

- ・子どもに関わる大人が、子どもの権利について十分理解を深め、子どもたちとの対話やかかわりの中で、子どもを権利の主体として尊重することができる。
- ・子どもも大人も子どもの権利を知り、子どもの権利の意識が醸成され、子どもの権利が文化としてまちに根付いている。
- ・区や大人が子どもの権利を正しく理解し、子どもの意見や思いを聴きながら、子どもの最善の利益を第一に子どもと向き合い、子どもの権利保障のもとで区の事業や施策が実施されている。また、子どもの権利の侵害があった時には、せたホッとが関係機関と協力・協働し、その救済に向けて取り組んでいる。

施策展開	主な事業・取組み	本編
①子どもの権利学習、意識醸成の推進	i 子どもの権利学習の推進(子ども向け)、ii 子どもの権利学習の推進(学校教員向け)、iii 子どもの権利学習の推進(区職員向け)、iv「世田谷区保育の質ガイドライン」の普及啓発、v 保護者等への子どもの権利意識啓発プロジェクトの推進、vi 子どもの居場所の質の向上に向けた大人への権利学習の推進、vii せたホッとの周知啓発活動	P92
②子どもの権利擁護の取組みの充実	i せたホッと子どもサポート相談業務、ii 社会的養護のもとにいる子どもへの意見表明等支援事業の実施、iii 子ども本人による児童福祉審議会(措置部会)への直接申し立て制度、iv 子どもの権利委員会による子どもの権利保障の取組み	P93

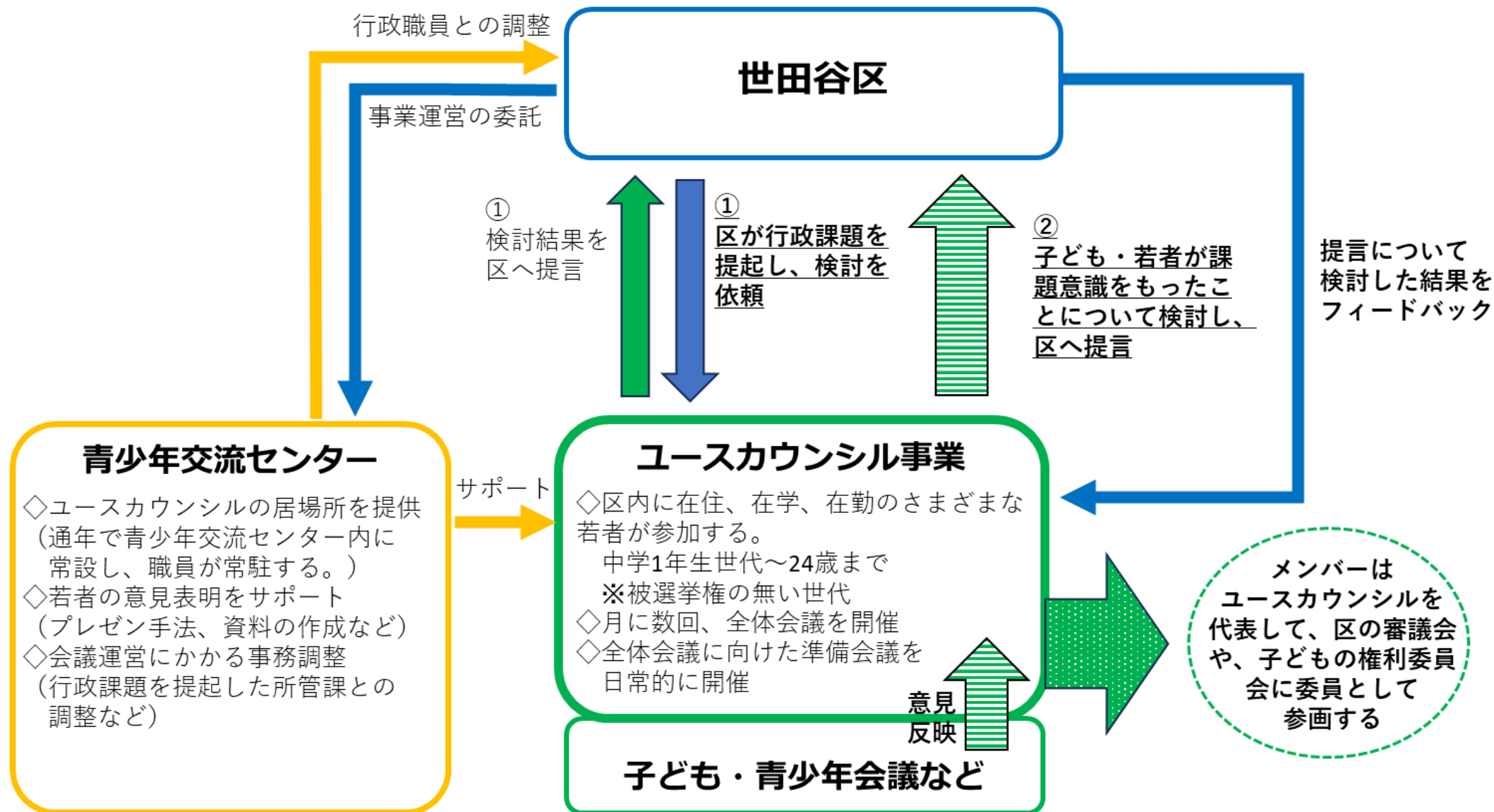
世田谷区における子ども・若者の参加・参画の全体像

年齢や発達に応じた意見表明（フィードバックを含む）の場を設け、子ども・若者の参加・参画の取組みを推進します。



ユースカウンスル事業

- 主な検討事項**
- ①区が提起した行政課題について検討を行い、検討結果を区へ提言する。
 - ②子ども・若者が課題意識をもったことについて自ら検討を行い、区へ提言する。



(3)子どもに身近な相談支援・見守りのネットワークの強化

〈めざす状態〉

・児童館が、身近な地区における相談支援や見守りネットワークの中核的役割を担い、多様な地域資源との連携・協力を一層進めることにより、切れ目のない支援や見守りが強化され、子どもが安心して生活ができている。

施策展開	主な事業・取組み	本編
①児童館を拠点とした子どもに身近な見守りのネットワークの強化	i 地区の子どもの見守り等のネットワーク強化に向けた取組み、ii 子育て支援における地域資源開発の推進、iii 児童館の再整備	P95

(4)子どもの権利の拠点の充実

〈めざす状態〉

- ・子どもの居場所同士が顔の見える関係でつながり、子どもの意見表明・反映、参加・参画等に関するスキルやノウハウの共有を通じて、身近な地区において子どもの権利が保障された居場所が充実しており、子ども自身が「居場所」の情報を認知できている。
- ・災害時においても子どもの権利が保障された居場所が確保され、災害で傷ついた子どもの心身の回復や区民生活の早期再建につながる環境が整っている。

施策展開	主な事業・取組み	本編
①子どもの権利の拠点の充実	i 児童館における子どもの居場所フロッター配置(モデル実施)、ii 子どもの居場所間の連携強化、iii 子どもの居場所の質の向上に向けた大人への権利学習の推進(2-(2)再掲)	P98

子どもの居場所



子ども食堂

子どもの権利の拠点 ネットワーク



新BOP

子ども家庭支援センター

児童相談所

子どもの権利委員会

せたホッと



無料学習支援



児童館



子どもの居場所フローター
(ネットワークの中核)



青少年交流センター

拡大

拡大



外遊び活動団体事業



プレーパーク

身近な地区の子どもの見守りネットワーク

子どもの権利の拠点ネットワークのほか、学校、町会・自治会、
主任児童委員、民生委員・児童委員、青少年地区委員、
地域活動団体など

子どもの
権利の
周知・啓発

子どもの
居場所の
情報発信

【特定のニーズを持つ子どもを対象とする居場所】

まいふれいす、放課後等デイサービス、
ほっとスクール 自主サークル
など

【その他の子どもの居場所】

公園、図書館、空き地、路地裏、道ばた、友達の家、
SNS、人との関わり、ファストフード店、
ショッピングセンター、塾、習い事、
スポーツ少年団、オンラインゲーム
など

(5)子どもが安心して過ごすことができ、多様な経験を重ねることができる場や機会の充実

〈めざす状態〉

- ・区内で運営される放課後児童健全育成事業においては、「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」の実現をめざし、子どもが楽しく自由に遊び、安心して過ごせる生活の場としての環境を整えるとともに、地域や民間事業者が実施主体となった多様な場が確保され、子どもが選択できる多様な場が整っている。
- ・身近な地域・地区において、中高生世代がより自由に、行きたい時や必要な時に立ち寄ることのできる居場所が充実している。
- ・身近で外遊びができる場や取組みが充実しているとともに、アウトリーチ活動を通じて外遊びの必要性や重要性に関する普及啓発等について、地域・地区の大人や団体が十分に理解し、子どもたちが地域や大人から温かい目で見守られながらのびのびと遊ぶことができている。
- ・乳幼児期から子どもが、遊びの中で気軽に文化・芸術にふれることができ、様々な経験を積み重ね、興味・関心を広げられている。幼児期から体を動かす喜びを体験できる機会が充実し、子どもがスポーツに親しんでいる。また、図書館が、子どもにとって、楽しく居心地の良い場所として、読書や様々な活動を通じて心安らかに時間を過ごせる場となっている。さらに、図書館利用に困難を抱えている子どもにも、図書館を利用しやすくなるための資料やサービスが提供され、乳幼児期から小学生、中高生、そして大人へと読書や学びの習慣が続くよう、子どもの発達段階に応じた切れ目のない読書支援が行われている。
- ・子ども・若者が、知りたい情報や必要な情報を適切に得ることができ、多様な活動等に参加・参画し、経験を重ねることができている。

施策展開	主な事業・取組み	本編
①成長に応じた放課後等の居場所の拡充	i 民設民営の放課後児童クラブの整備・充実、ii 中高生世代を対象とした児童館施設の開放、iii 児童館の再整備(2-(3):再掲)、iv 中高生世代が図書館を利用したくなる環境整備、v 区民利用施設の空き時間を活用した中高生世代への学習スペースの開設、vi らぶらすでの中学・高校・大学世代に向けた研修室の開放(自習室)	P 103
②外遊びの機会と場の拡充	i 外遊び事業の拡充、ii 外遊び事業の普及啓発事業費補助の実施、iii 公園等の外遊びの環境整備	P 104
③多様な体験を重ねることができる環境づくり	i どこでも文学館の実施、ii 身近な地域で親子・多世代で参加できるスポーツイベントの実施、iii おはなし会やイベントを通じた子どもが本に親しむ機会の充実、iv 読書リーダー活動による本に触れる機会の充実、v ハローキャリアワーク	P 104
④子ども・若者にわかりやすく情報を伝える取組みの充実	i 子ども・若者へのわかりやすい情報の発信	P 105

(6)子ども期からのこころとからだの健康づくり

〈めざす状態〉

- ・基本的な生活習慣を整え、こころとからだの変化に気づき、自分自身を主体的に守ることができている。
- ・思春期世代が、自身の生涯にわたる心身の健康を意識し、リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて正しい知識を持つことができている。

施策展開	主な事業・取組み	本編
①こころとからだの健康づくり	i こころスペース事業の実施、ii こころの健康相談(子ども・思春期)の実施	P 107
②思春期世代に向けたリプロダクティブ・ヘルス／ライツ周知啓発の実施	i 出張リプロダクティブ・ヘルス／ライツ講座の実施、ii 講演会の実施	P 107

(1)若者が力を発揮できる環境の充実

〈めざす状態〉

- ・若者と社会をつなぐ取り組みや、様々な支援機関・地域団体等の連携強化を通して、若者が地域に色々な頼り先をつくりながら、自己選択・自己決定し、若者自身が社会の真ん中にいると実感している。
- ・若者にとって、青少年交流センター等の若者施設をはじめ、身近な地域に、ホッとでき、安心していられ、個々のニーズや特性に合った居場所が充実している。
- ・若者が気軽に立ち寄れる主体的な活動や多世代交流等の拠点として、また、生活や仕事等の青年期特有の悩みを持つ若者が自立に向けて主体的・継続的に活躍できることを支援する場として、各地域に青少年交流センターが整備されている。
- ・青少年交流センターや児童館をはじめ、地域の多様な居場所が連携を強化することで、中高生世代同士や異なる世代の交流が活性化され、若者が地域で活躍できる循環の仕組みが定着している。
- ・若者が地域で多様な経験を重ね、活動・交流する場や機会が充実するとともに、日常を過ごす場で若者が安心して意見を言える環境づくりや意見反映の取り組みが広がり、若者の参加・参画、意見表明への意識が高まっている。
- ・若者の「知る機会」が確保され、若者自身が居場所や若者施策に関する情報を認知できている。

施策展開	主な事業・取り組み	本編
①若者の交流と活動の場の充実	i 青少年交流センターの運営の充実と支援機能強化、ii 青少年交流センターの拡充、iii 青少年交流センターと児童館の連携強化、iv 大学と連携した身近な居場所の実施、v 地域団体と連携した身近な地域にある居場所の充実	P 109
②地域での若者の参加・参画の推進	i ユースカウンスル事業の実施(2-(1):再掲)、ii 子ども・若者の意見を施策に反映させる取り組みの充実(区審議会への若者の積極的な登用、区の子ども・若者関連施設整備や政策・施策への意見反映等)(2-(1):再掲)、iii 基金を活用した若者の主体的な地域活動への支援(2-(1):再掲)、iv 地域の支援者や支援団体の連携促進	P 111
③若者に向けた文化・情報の発信	i 「情熱せたがや、始めました。」による情報発信の強化、ii 若者支援に関する情報提供の充実	P 112

(2)若者自身がライフプランを描き実現するための支援

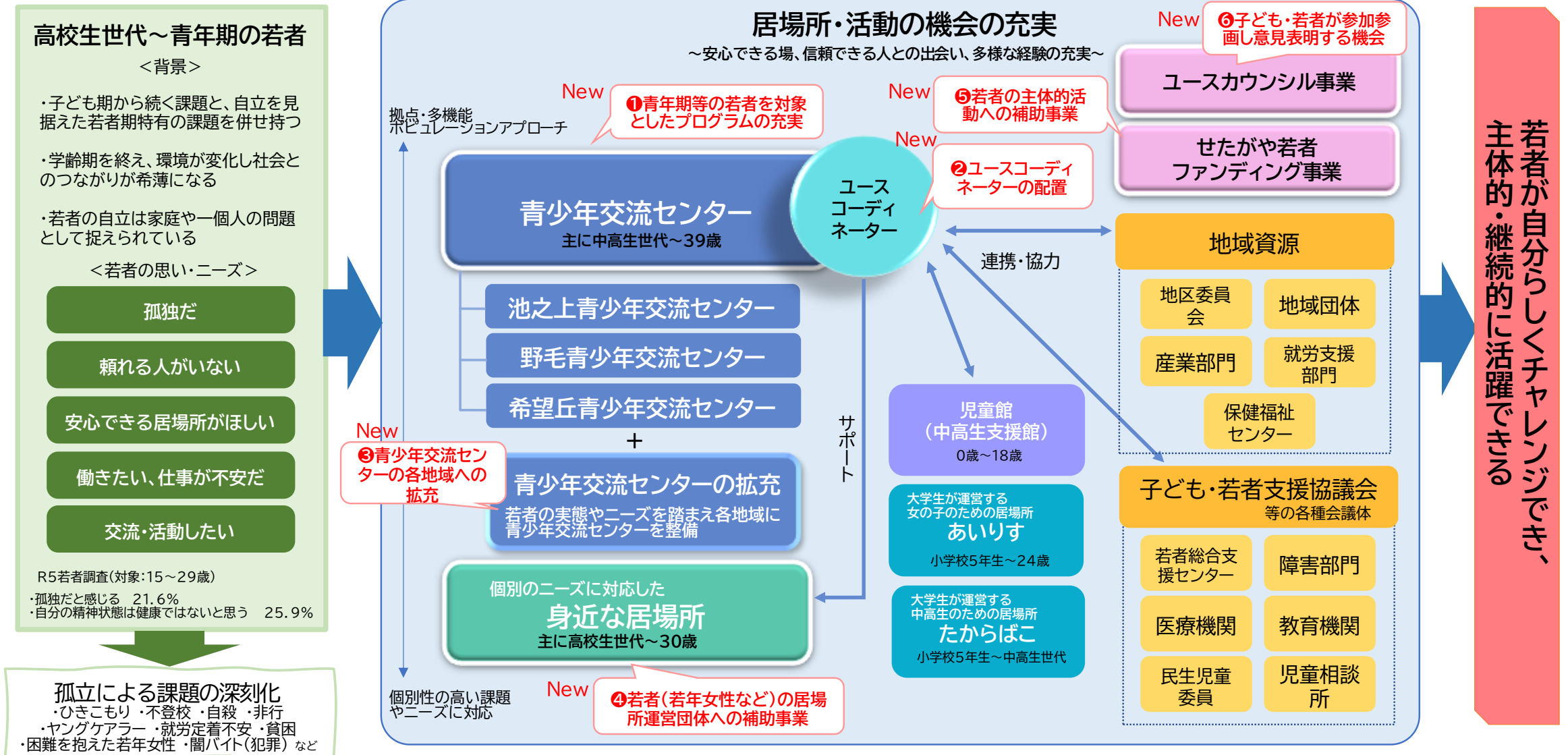
〈めざす状態〉

- ・誰もが自己の個性及び能力を発揮することができる働きやすい環境が整備され、起業の促進及び多様な働き方の実現が図られるとともに、安心して働くことができるセーフティネットとしての相談体制が充実されている。
- ・ぷらっとホーム世田谷において、若者一人ひとりにあった希望や特性をいかせる包括的かつ継続的な就労支援の実施により、働く準備段階の支援が充実し、若者の誰もが望むような働き方ができている。多重債務等、深刻な状態になる前に相談支援機関につながることで、生活の立て直しが図られている。様々な就労支援機関と連携し、求人情報や有効な支援手法を共有する等、区全体のネットワークで支援されている。
- ・社会情勢等により、就労及び生活面での困難を抱えるフリーランスや非正規雇用で働く女性等の支援がより充実されている。
- ・自らに合った進路やライフプランの選択ができるよう、多様な経験、出会いの機会等が充実し、それぞれの人生のあり方を応援する環境がつくられている。
- ・お金や経済について正しく理解して、適正な金融リテラシーや消費者トラブル(SNSトラブル等)に関する知識を身に付けるための学ぶ機会が提供されるとともに、金銭目当ての闇バイトの危険性等について啓発が行われている。
- ・男女がともに互いを理解し合い、それぞれの個性をいかすことができるよう、引き続き、固定的な性別役割分担意識の解消の取組みが進み、意識と行動の格差を埋めるための施策が実施されている。

施策展開	主な事業・取組み	本編
①生活の安定と多様な働き方への支援	i 若者の安定的雇用の促進、ii 若者の多様な働き方への支援の推進、iii 経済的課題等を抱える若者への支援の充実、iv 女性への就業等支援の促進	P 114
②ライフプランの選択肢を増やす多様な経験や正しい知識を得る機会の創出	i ライフプランの選択肢を増やす機会の充実、ii 消費者教育の推進、iii 性的マイノリティ支援の推進	P 116

若者施策の方向性について

主に青年期等の若者を対象として、地域に若者の多様なニーズや特性に応じた居場所や活動の機会を充実させることで、安心できる場、信頼できる人との出会い、多様な経験等を通して、「若者が自分らしくチャレンジでき、主体的・継続的に活躍できる」環境づくりを推進する。



大項目4 妊娠期からの切れ目のない子育て支援

(1)妊娠期から人や支援につながりながら、子育てできる環境づくり～世田谷版ネウボラの深化～

〈めざす状態〉

- ・身近な場で保護者同士がつどい、交流し、支援者や地域の友人に気軽に悩みを相談することで、地域の中で楽しみながら子育てをすることができている。
- ・身近な相談機関や相談につながる仕組みの充実により、妊娠期から子育て中のすべての保護者が、地域の人々や子育て支援に気軽につながることができ、必要な情報を得ながら、人や支援に支えられ、地域社会とのつながりの中で、妊娠期から孤立感なく安心して生活できている。

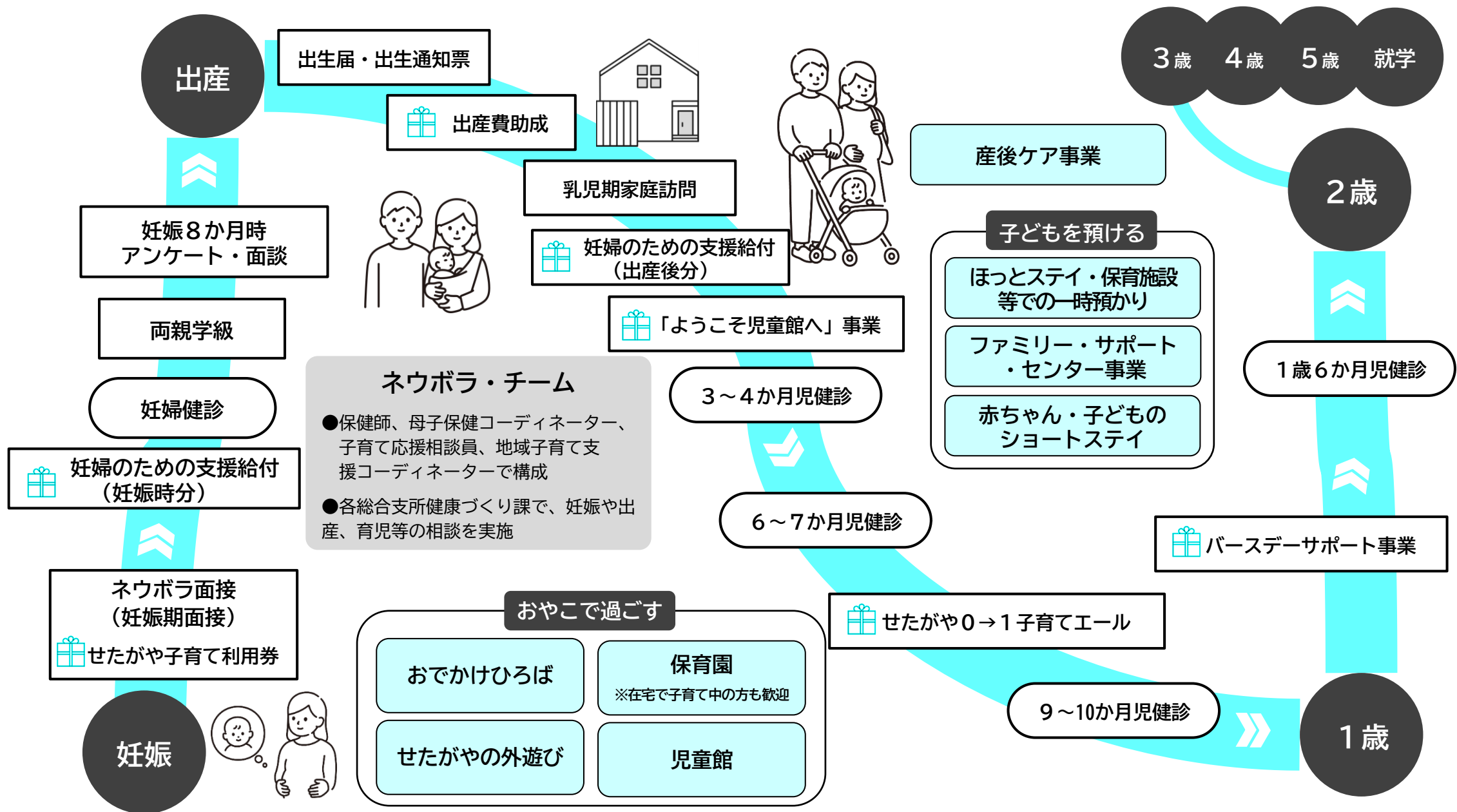
施策展開	主な事業・取組み	本編
①身近なところで人や支援につながる場の充実	i おでかけひろばの整備、ii 地域子育て相談機関の充実	P 120
②伴走型相談支援の強化	i ネウボラ・チームの連携による伴走支援の強化	P 121
③人や支援につながるための仕組みの充実	i 両親学級の充実、ii 妊婦等包括相談支援事業の実施、iii せたがや0→1子育てエール(ファミリー・アテンダント事業)の実施、iv 産前・産後訪問支援事業(さんさんプラスサポート事業・ツインズプラスサポート事業)の実施【子育て世帯訪問支援事業】、v 認可保育施設での子育て支援の充実、vi 産後ケア事業の拡充、vii ようこそ児童館へ事業の実施、viii ピアサポーター等による多胎児支援事業の実施、ix 産前・産後のセルフケア講座の実施	P 121
④就学後の子どもを育てる保護者が身近なところで相談できる場や機会の充実	i 児童館での相談支援の実施	P 122

(2)保護者の子育て力をともに支えるための支援

〈めざす状態〉

- ・保護者が、子育ての情報や育児に関する知識等を得ることができ、子育てを自分だけで背負わず、地域の人々や支援につながりながら、子どもとともに成長し、子育てしている。
- ・父親の子育てへの参画の意識、一緒に育てる意識が早い時期から醸成され、母親も父親もともに子育てを楽しむことができ、ウェルビーイングな状態にある。
- ・乳幼児健診をはじめとした母子保健事業において、子どもの発育・発達に不安を抱える保護者へ早期に対応することで、親子の健やかな成長を促すサポートができている。
- ・子どもの発達に不安を抱える保護者が、身近な場所で気軽に参加でき、その子にあった関わり方に気づき、また同じような不安を抱えた親同士がつながる機会がある。
- ・保護者が自分のために使うことができる時間を持ち、リフレッシュをしながら、子どもと向きあう時間を楽しむことができている。

施策展開	主な事業・取組み	本編
①保護者の学びの支援	i 発達支援親子グループ事業の拡充、ii 家庭教育・子育て支援事業の実施、iii 父親向けWLB(ワーク・ライフ・バランス)推進講座の実施	P 126
②保護者がリフレッシュできる場・機会の充実	i 保育施設等における一時預かりの拡充(1ー(1):再掲)、ii ほっとステイ事業の実施、iii ファミリー・サポート・センター事業の充実、iv おでかけひろばにおける「ほっとひと息事業(レスパイト事業)」の実施、v 赤ちゃん・子どものショートステイの実施	P 126



人や支援につながりながら、地域で心地よく子育てができるよう、
家庭に寄り添い、妊娠期から切れ目なく支えます

(1)要保護児童・養育困難家庭への重層的支援

〈めざす状態〉

- ・虐待の未然防止や回復に向けた子育て支援の充実、子どもや子育て家庭が日頃利用する場 において見守り、支えることができる体制及び関係機関のネットワークの強化により、支援が必要な子どもや子育て家庭が早期に発見され、適切な場・支援につながり、子どもの権利が守られている。
- ・里親家庭が地域で孤立することのないよう、地域みんなで里親家庭を支えるとともに、里親家庭であっても、どんな家庭であっても、地域の人々で子どもたちの成長を支え、子育てに協力しあえる街、「里親子フレンドリーシティ」が構築されている。

施策展開	主な事業・取組み	本編
①予防型の児童相談行政の推進	i 児童相談行政に携わる人材の育成及び専門性の向上に向けた取組みの推進(人材育成研修計画の一層の充実、交換研修の実施等)	P 130
②地域で安心して暮らすことができるための環境整備と支援の充実	i ショートステイ事業の実施【子育て短期支援事業】、ii 養育支援等ホームヘルパー訪問事業(養育困難家庭)の実施【子育て世帯訪問支援事業】、iii 産前・産後訪問支援事業(さんさんプラスサポート事業・ツインプラスサポート事業の実施)【子育て世帯訪問支援事業】(4-(1)再掲)、iv 学生ボランティア派遣事業の実施【子育て世帯訪問支援事業】、v 親子関係形成支援事業の実施(ペアレント・トレーニング)、vi 地区の子どもの見守り等のネットワーク強化に向けた取組み(2-(3)再掲)、vii 要保護児童支援協議会の枠組みを活用した関係機関との連携	P 130
③家庭養育を優先した社会的養護の推進	i 里親支援事業の実施、ii 乳幼児短期緊急里親制度の実施、iii 効果的な里親制度の普及啓発、iv 養育家庭体験発表会の充実	P 132

(2)配慮が必要な子ども・若者への支援

〈めざす状態〉

- ・乳幼児期から成人期までライフステージを通じて、福祉と教育等、関係機関同士が連携し、子ども・若者に関する情報が途切れることなく、引き継がれ、支援につながっている。
- ・配慮が必要な子ども・若者及び保護者が、孤立せず安心して生活を継続することができるよう、保健・医療・福祉・教育が連携して、子どもの個性をいかした支援に取り組んでいる。また、当事者・家族が生活上の困難を感じたときに必要な支援につながるができるよう、関係機関における連携・協力が図られている。
- ・生きづらさを抱える若者が、困った際に発達支援コーディネーターや発達障害相談・療育センター「げんき」などの相談機関を通じ、必要に応じ「みつけばハウス」などの居場所に円滑につながるができるよう、相談体制が構築・周知されている。
- ・施設等への巡回支援や専門職員から支援者への技術的な支援、保健センター専門職による地域に身近な存在である児童館での出前型講座の実施、所属機関との連携、研修、講演等を通じて、子どもに関わる支援者・大人への理解促進、対応スキルの向上が図られ、適切な合理的配慮を受けながら住み慣れた地域で支え合い選択した自分らしい生活を安心して継続できている。
- ・医療的ケアが必要な子どもとその家族について、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関による協議会において連携が図られ、医療的ケア相談支援センターでの相談支援、区立保育園での預かり、区立小・中学校、幼稚園、新BOP学童クラブへの看護師配置、障害児通所施設の拡充等、支援の充実が図られている。また、災害時、医療機器の電源確保等、医療的ケア児世帯が安心して在宅避難を継続できる互助体制が構築されている。

施策展開	主な事業・取組み	本編
①配慮が必要な子ども・若者への連携した途切れない支援の実施	i 発達障害支援に関する相談体制の充実、ii 個別的継続支援の実施	P 135
②日常を過ごす場や地域で安心して過ごせる支援の充実	i 専門職による児童館での出前型発達相談の実施、ii 新たな技術支援の実施	P 135
③医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実	i 医療的ケア児等とその家族を対象とした取組みに対する支援、ii 人工呼吸器等医療的ケア児へのポータブル電源の配布、iii 区立保育園における医療的ケアが必要な子どもへの支援、iv 区立幼稚園等における医療的ケアが必要な子どもへの支援、v 新BOP学童クラブにおける医療的ケアが必要な子どもへの支援、vi 区立小・中学校における医療的ケアが必要な子どもへの支援	P 136

(3)生活困難を抱える子どもの支援～子どもの貧困対策の推進～

〈めざす状態〉

- ・すべての子どもが多様な選択肢を持ち、夢や希望を持つことができるように、乳幼児期から高等教育段階まで、特に高校進学時及び高校中退防止、学び直しの支援をはじめ、生活困難を抱える子どもの学力・進路保障に向けた支援が整っている。
- ・教育と福祉の連携により、学校を地域に開かれ、地域につながっていくプラットフォームと位置づけ、生活困難を抱える子どもを早期に把握し、支援につなげる体制の強化が図られている。
- ・生活困難を抱える子ども・若者が自身の権利を認識し、本来持っている力を発揮するために、安心して過ごせる子ども・若者の居場所や多様な体験の機会の提供の充実が図られている。
- ・親の妊娠・出産期から子どもが若者となり卒業、就職して、社会的自立が確立されるまでを見据え、生活困難を抱える子ども・若者や保護者の衣食住をはじめ生活の安定に向けた支援の充実が図られている。
- ・生活困難を抱える保護者が所得を増やし、仕事と両立して安心して子育てができるように、求職時等の子どもの預かりの充実をはじめ子育てと仕事を両立ができる環境が整っている。
- ・保護者が自立に向けて生活の見通しをもてるように、個々の状況に応じたきめ細かな就労支援の充実が図られている。
- ・子どもの健やかな育ちが、家庭の経済状況に左右されないよう、ひとり親家庭のみならずふたり親家庭を含め、子どもに関する経済的負担の軽減を図る施策の充実やその周知の強化が図られている。
- ・生活困難を抱える子どもや保護者が、社会的に孤立せず、必要な情報を得て、適切な支援につながるができるように、当事者の視点に立った情報提供、アウトリーチ支援やプッシュ型の支援体制の強化が図られている。
- ・子どもや子育て家庭に関わる支援者が、子どもの貧困や支援・サービスへの理解を深め、気づきの感度を高めることにより、生活困難を抱える子どもや保護者を確実に必要な支援につなぐことができる人材の育成・体制の充実、官民を超えた連携が強化されている。

施策展開	主な事業・取組み	本編
①教育の支援	i 子どもの育ちを支える乳幼児期の教育・保育の支援の充実、ii 学校における学力定着に向けた取組みの推進、iii 地域における切れ目ない学習支援の拡充、iv 高等教育の進学に向けた支援の充実、v 学校での気づきを契機とした早期把握・支援につなぐための体制強化	P 139
②生活の安定に資するための支援	i 子ども・若者が選べる多様な居場所の充実、ii 体験の機会の保障のための支援の充実、iii 食の提供に関する取組みの推進、iv 住宅支援の推進、v 妊娠・出産期から生活の安定に向けた支援の充実	P 140
③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	i 求職時等の子どもの預かりの充実、ii 安心して子育てをしながら就労できる環境づくりに向けた事業者への働きかけの推進、iii 個々の状況に応じたきめ細かな就労支援の充実	P 140
④経済的負担の軽減のための支援	i 親の妊娠・出産期から子どもが若者となり社会的自立するまでを見据えた経済的負担の軽減の充実、ii 経済的支援につながるための情報発信・相談体制の強化	P 141
⑤支援につながる仕組みづくり	i 当事者の視点に立った情報提供の推進、ii アウトリーチやプッシュ型による支援体制の強化、iii 多機関が連携した支援体制の強化	P 141

(4)ひとり親家庭の子どもの支援

〈めざす状態〉

- ・支援を必要とするひとり親家庭が、求める情報に容易にアクセスでき、施策が認知されやすい情報提供、周知ができています。
- ・離婚前の家庭相談等を通じて、有益な支援の情報が得られ、早期に支援やサービスにつなぐことができています。
- ・離婚前提の別居等により実質的にひとり親の状態となっている方を含む多くのひとり親家庭の不安や悩みに寄り添う相談体制が整い、前向きに子育てができ、安心して生活を送ることができています。
- ・ひとり親家庭が生活と仕事を両立するためのシステムや環境が整っており、支援を必要とするひとり親家庭がニーズにあったサービスを利用できています。
- ・ひとり親家庭に寄り添った相談ときめ細かな支援を通じて、ひとり親家庭が地域で自立し、親も子も安定した生活基盤を築くことができています。
- ・地域資源や関係機関との連携強化により、母子家庭も父子家庭も地域で孤立することなく、つながりを作ることができています。
- ・身近な地域でひとり親家庭の子どもの学習機会や環境が充実し、将来の自立に向けたステップアップが図られている。
- ・ひとり親家庭の子ども自身の希望が尊重され、将来の進路選択の機会の確保ができています。
- ・ひとり親家庭の親子が地域との豊かな体験を通して、子どもの健やかな成長や学びの充実につながっている。
- ・ひとり親がこれから新たに就業をめざすことや個々のライフステージに合わせたキャリアアップに向けて、経済的自立に向けた支援の環境が整備されている。
- ・就業に効果的な資格取得や講座受講の期間中に、生活費等の不安を軽減することで、ひとり親が安心して能力開発に取り組んでいる。

施策展開	主な事業・取組み	本編
①つながる情報提供、相談機能の充実	i 分かりやすい情報提供の実施、ii 関係機関と連携した情報提供の実施、iii 窓口等での相談・制度案内の充実、iv 地域のひとり親家庭支援拠点の実施	P 145
②子育て・日常生活における多面的な支援の充実	i ホームヘルパー訪問事業の実施、ii ひとり親世帯家賃低廉化補助事業の推進、iii 母子生活支援施設、iv シンママカフェ、シンパパ向け講座の実施、v 養育費確保に向けた支援の充実	P 145
③子どもの健やかな成長に向けた支援の充実	i ひとり親家庭等の子どもの学習支援、ii ひとり親家庭親子でスマイル体験応援事業	P 146
④将来設計を見据えた多様な働き方サポートの充実	i 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業の実施、ii 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等給付事業の実施、iii ひとり親家庭就労支援セミナーの実施	P 147

(5)悩みや困難、生きづらさを抱える子ども・若者への支援

〈めざす状態〉

- ・子ども・若者に関する相談や支援体制の充実が図られ、子ども・若者やその家族が、悩みや困難を抱えた時に、身近な周囲の大人や関係者が気づき、声をかけ、関係機関の連携の中で、必要な支援や場につながっている。
- ・若者が、不安を感じた際に、ためらうことなく、身近で気軽に相談ができる場があり、生きづらさを抱えた時に相談できる人や機関を知っている。また、本人のみならず家族全体が支援につながり、困った時や状況が変化した時にも本人や家族が頼れる相談先がある。
- ・生きづらさを抱える若者が支援機関につながり続けられるよう支援体制が充実している。また、家族や社会全体が生きづらさを抱える若者について正しく理解し、当事者が悩みを相談しやすい環境となっている。
- ・児童養護施設退所者等の置かれている状況やニーズに応じ、本人の意思を最大限に尊重しながら、適切な支援が受けられ、社会的自立に向けて安定した生活を送ることができる。
- ・関係機関や民間団体等との連携・協働により、若年女性に必要な支援を提供するとともに、困難な問題を抱えた、またそのおそれのある方が早期に相談や支援につながっている。

施策展開	主な事業・取組み	本編
①ヤングケアラーへの支援体制の充実	i ヤングケアラー支援基盤強化事業の実施、ii ヤングケアラー支援に関する研修等の実施	P 150
②生きづらさを抱える若者と家族に寄り添う支援	i せたがや若者フェアスタート事業の拡充、ii 児童養護施設退所者等相談支援事業の実施、iii 若者の相談支援機能の充実、iv 若者総合支援センターの連携強化、v 生きづらさを抱える若者への社会的理解の促進	P 151
③多様化する悩みや困難、課題に応じた支援	i こころのサポーター養成講座の実施、ii ゲートキーパー講座の実施、iii 犯罪被害者等相談窓口の実施、iv 加害者支援(再発防止)の実施、v 在住外国人の相談体制の安定した運営(タブレット端末等を利用した多言語通訳サービスの活用)、vi 職員向け「やさしい日本語」研修の実施、vii 外国にルーツのある児童・生徒への日本語指導及び教育相談の実施、viii デートDV防止出前講座の実施	P 152
④悩みや困難を抱える女性のための居場所と支援の充実	i 若年女性のための居場所づくり、ii 「あいりす」の利用促進に向けた取組み、iii 女性のための悩みごと・DV相談の実施、iv 女性のためのニットクラブの実施	P 153

(1)保健福祉分野と教育分野の連携強化

〈めざす状態〉

- ・保健福祉分野と教育分野が、これまで以上に、日常的に連携することで、子ども・若者が、ライフステージを通して、途切れることなく支援につながり、地域の中で見守られ、成長している。
- ・子ども・若者の周囲にいる大人が、子ども・若者、子育て家庭が抱える悩みや課題に気づき、早い段階で支援につなげることができている。

施策展開	主な事業・取組み	本編
①多機関が連携した支援体制の強化	i 地区の子どもの見守り等のネットワーク強化に向けた取組み(大項目2―(3)再掲)、ii 要保護児童支援協議会の枠組みを活用した関係機関との連携(大項目5―(1)再掲)、iii 子どもの貧困対策推進連絡会の開催、iv ヤングケアラー支援に関する研修等の実施(大項目5―(5)再掲)、v 課題を抱える子ども・若者への支援体制の強化(子ども・若者支援協議会の開催)、vi メルクマールせたがやにおけるティーンズサポート事業の実施、vii 学校事例検討会、viii 教育委員会・児童相談所との連携のための会議の開催、ix 幼稚園長・小中学校長の合同研修会の開催、x 教育委員会・保健福祉部局との政策連携のための会議の開催	P 156

(2)「共に学び、共に育つ」教育の充実

〈めざす状態〉

- ・子どもが権利の主体として、一人ひとりの子どもが豊かに育つことが保障され、相互理解と相互尊重に基づき、共に学び、共に育ち、共に成長する学校が築かれている。
- ・児童・生徒の支援に関する助言等を行うチームによる相談支援等の充実が図られ、配慮や支援を要する児童・生徒に応じた学びが充実している。
- ・特別支援学級等に入級を希望する児童・生徒の増加に対応するために特別支援学級等の開設整備が進み、地域的なバランスを踏まえた適正な学級配置が実現され、通学の負担軽減が図られている。
- ・不登校等の早期発見や未然防止及び深刻化防止への適切な対応が図られ、教育相談等による児童・生徒とその保護者の問題解決を支援する仕組みが構築されている。
- ・児童・生徒、保護者の状況を的確に把握し、多様性や個性に応じた支援方針を定め、ICTの活用も視野に入れた多様なプログラムの実施により、学校外の居場所や学びの場を選ぶことも可能とする等、一人ひとりの状況に即した適切な支援が行われている。
- ・学校内外の教育相談において、相談員等の体制の強化や資質向上が図られ、複雑化・多様化し増加する相談に適切に対応できている。

施策展開	主な事業・取組み	本編
①インクルーシブ教育の推進	i インクルーシブ教育の推進	P 159
②特別支援教育の充実	i 児童・生徒の支援に関する助言等を行うチームによる支援の充実、ii 特別支援学級の開設等	P 159
③教育相談・不登校支援の充実	i ほっとスクール(教育支援センター)の充実、ii ほっとルーム(別室登校)の充実、iii 新たな学びの多様化学校(不登校特例校)の開設・運営	P 159

(1)子ども・若者、子育てに携わる人材の確保及び育成、支援

〈めざす状態〉

- ・地域の多様な人々が、様々なつながりや関わりの中で、子ども・若者の育ちや成長を見守り支えている。
- ・すべてのおでかけひろば・ほっとステイ事業等において、子育てに関する保護者の様々な不安や悩みに寄り添い、適切な情報提供が行われ、必要に応じて関係機関につなぐことができている。
- ・乳幼児期の教育・保育の現場に、質の高い人材が確保されるとともに、質の確保・向上に向けた育成が継続されている。
- ・児童館が地区の相談支援と見守りネットワークの中核となり、各居場所と連携しながら権利学習や事例検討等の取組みを推進し、日常の場面から、子どもの居場所での支援の質の向上が図られている。また、四者連携の取組みや地域子育て支援コーディネーター等との連携により、地域資源の把握と開発が進み、支援に関わる人材が確保・育成されている。
- ・若者の居場所での支援の質の向上が図られているとともに、自立に向けた若者の課題に応じて関係機関につなぐことができている。
- ・国、東京都、養成校や区内大学、民間団体等との連携、子ども・若者が参加する取組み(体験やボランティア活動等)等を通じて、子どもの育ちを支える基盤の厚みが増し、子ども・若者、子育て支援に関わる人材が確保・育成・専門性の向上が図られている。

施策展開	主な事業・取組み	本編
①地域の子ども・子育て支援に携わる人材の確保・育成	i 児童館地域懇談会の実施	P 162
②子ども・若者、子育て支援に携わる専門人材の確保・育成・専門性の向上	i おでかけひろば・ほっとステイ事業の人材育成を目的とした研修の実施、ii 乳幼児教育支援センター研修の実施、iii「世田谷区保育の質ガイドライン」の普及啓発(2-(2):再掲)、iv 児童館職員研修の充実、v 若者の成長と自立を支える職員等のスキルの向上、vi 子ども・若者、子育て支援に携わる専門人材の確保、vii 子ども・若者、子育て支援施設等の現場の積極的な魅力発信と体験やボランティア活動等の充実	P 163

(2)子育てに係る手続きの負担軽減、情報を届ける仕組みの充実

〈めざす状態〉

- ・妊娠期から子育て中のすべての保護者が、得た情報をいかし、身近な地域で孤立感なく充足した生活を送ることができている。
- ・子育て世帯の方が、いつでも・どこでも、気軽に保育関連の申請や内容を確認できるような、デジタル化・オンライン化の環境を整えるとともに、デジタル化による事務の効率化もあわせて実施していくことで、休日・夜間等でも申請しやすい環境が整い、保護者の利便性向上が図られている。また、幼児教育・保育無償化に関する問合せ窓口の一元化により、保護者からの相談に対応できる体制が整備されている。

施策展開	主な事業・取組み	本編
①子育てに関する情報を届けるための情報発信	i 区公式LINE等を活用した子育て支援情報の発信、ii せたがや0→1子育てエール(ファミリー・アテンダント事業)の実施(4-(1):再掲)	P 164
②保育入園事務のデジタル化・オンライン化による保護者の利便性向上と事務の効率化	i 保育入園事務に関する業務の一体的なデジタル化・オンライン化、ii 幼児教育・保育の無償化・負担軽減補助金に関する問合せの一元化	P 165

(3)地域の子育て力への支援

〈めざす状態〉

- ・子ども・若者も、大人も尊重され、対話の中で互いを理解し、ともに成長していける地域社会が実現し、子どもの権利が当たり前保障される文化が醸成されている。
- ・地域や社会全体に、子ども・若者、子育てを応援する気運が醸成され、子ども・若者、子育て家庭が見守られていることを実感できている。
- ・子育て活動団体や支援者同士が顔の見える関係の中で、つながりを深め、地域に根差した活動がより活性化している。また、活動を始めたい人や団体が、気軽に活動を始めるときかけを見つめることができ、地域の社会資源が増えている。
- ・地域の中で人や支援につながりながら子育てしていた保護者や子ども・若者が、成長とともに、支えられていた側から支援の担い手や支える側として活動し、次代を支える好循環が構築されている。

施策展開	主な事業・取組み	本編
①子どもの育ちを見守り支える気運醸成と地域で子育てを支える地域社会づくり	i 子どもの権利に関する普及啓発と気運醸成(子どもの権利の日の制定)、ii 子ども・若者基金の活用、iii 児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金の活用、iv 乳幼児ふれあい体験事業、v 世田谷版WEラブ赤ちゃんプロジェクト、vi 児童館地域サポーター発掘事業、vii 男女共同参画先進事業者表彰	P 168
②地域でともに支え合う活動の推進とネットワークづくり	i 基金を活用した子どもの主体的な地域活動への支援(2-(1):再掲)、ii 基金を活用した若者の主体的な地域活動への支援(2-(1):再掲)、iii 世田谷区子ども・子育て地域活動支援助成事業、iv 子ども・子育てつなぐプロジェクト、v 地区の子どもの見守り等のネットワーク強化に向けた取組み(2-(3):再掲)、vi 地域の支援者や支援団体の連携促進(3-(1):再掲)、vii 青少年地区委員会活動を通じた子ども・若者の健全育成の推進	P 169

(4)子ども・若者、子育てを支える基盤

〈めざす状態〉

- ・「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの視点に基づき、子どもや、妊産婦から子育て家庭を含む、誰もが快適に安全・安心な移動ができ、住みやすい魅力的な街づくりが進んでいる。
- ・子どもや子育て家庭の安全・安心が確保されている。
- ・多様な価値観を尊重しつつ、多様性を認め合いながら、子どもを産むこと、育てることを希望する選択を、世代を超えて、地域社会全体で応援できる環境が整備されている。

施策展開	主な事業・取組み	本編
①子ども・子育てにやさしいまちづくり	i ひとり親世帯家賃低廉化補助事業の推進(5-(4):再掲)、ii 子育て支援マンションの推進、iii 子育て世帯向け区営・区立住宅の供給拡充、iv トイレ・ベンチ等のユニバーサルデザイン情報の公開・更新、v 地域公共交通の活性化及び公共交通不便地域対策の推進、vi 誰もが安心して歩ける道路整備	P 171
②子ども・子育て家庭の安全・安心	i 危険回避プログラムの実施、ii 妊産婦、乳幼児のための災害への備えの周知、iii 福祉避難所(母子)の開設・運営に向けた取組み	P 172
③妊娠や出産、子育てを希望する選択を支えるための環境の充実	i 妊活オンライン相談事業の実施、ii 子どもの医療費助成の実施、iii 出産費助成の実施、iv 私立幼稚園保護者補助金の実施、v 認可外保育施設等保育料負担軽減補助金の実施、vi 幼児教育・保育無償化、vii 多世代近居・同居推進助成事業の実施、viii ジェンダーギャップの解消の促進、ix 性的マイノリティ支援の推進(3-(2):再掲)、x 女性への就業等支援の促進(3-(2):再掲)	P 173

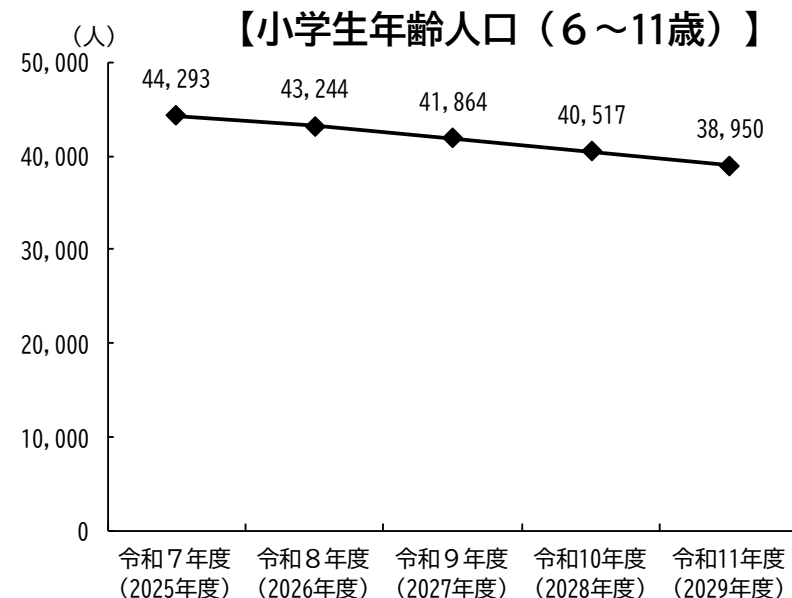
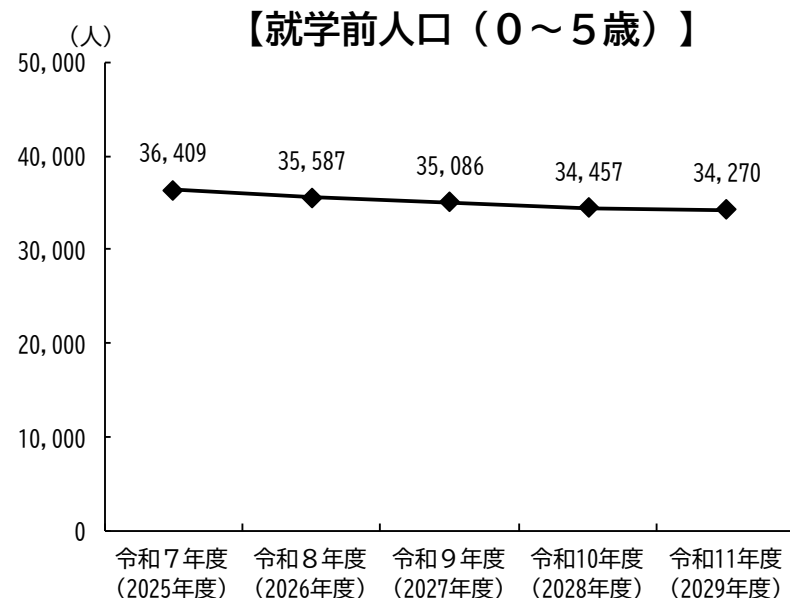
〈趣旨・計画期間〉

子ども・子育て支援法に基づき、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）を計画期間とする第3期事業計画を定めます。

策定にあたり、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年（2022年）6月）、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年（2024年）6月）等を反映した国の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、令和4年（2022年）5月に実施したニーズ調査結果を踏まえるとともに、世田谷区子ども・子育て会議に意見聴取を行いました。

〈将来人口推計〉

教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業及びこども誰でも通園制度の需要量見込みの算出にあたって、基本となる世田谷区の子どもの推計人口は、令和5年（2023年）7月に実施した人口推計を使用しています。



3 需要量見込み及び確保の内容と実施時期

(1)教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期

1) 幼稚園、認定こども園教育標準時間利用による確保の内容と実施時期

幼稚園及び認定こども園の教育標準時間利用（以下、「幼稚園等」という。）によって確保する対象としては、1号認定の方及び2号認定のうち幼稚園等を希望する方となります。3歳から5歳で保育の必要性がない子どもは1号認定、保育の必要性がある子どもは2号認定となりますが、ともに幼稚園等を希望する方を対象としています。

ニーズ調査の結果、確保量が需要量を上回っている一方で、3歳以降も「保育施設の希望」が比較的高いことから、幼稚園等による一時預かりの拡充を進めます。

2) 保育所、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業等による確保の内容と実施時期

保育所、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業等（以下、「保育施設」という。）により確保する対象としては、原則として、2号認定のうち、前記の幼稚園等の希望の方を除いた方と3号認定の方になります。3号認定は、0歳から2歳で保育の必要性がある子どもです。

ニーズ調査の結果では、0歳が実態と大きく乖離している状況があること、1歳と2歳で保育所等の需要（利用意向率）に差が生じている状況があります。そのため、需要量見込みについては、過去の保育所等を利用されている方や利用を希望されている方等の状況を分析して、次のように算出します。

0歳は、国が示した育児休業の取得状況等を踏まえて計算する手法を用いてニーズ調査の結果に育休取得の状況を反映して算出します。1歳は、0歳と同様にニーズ調査の結果に育休取得の状況を反映するとともに、ニーズ調査における潜在的ニーズを調整して算出します。2歳は、1歳の需要の算出結果を踏まえ、過去の1歳から2歳への利用状況の推移を勘案して算出します。

2号認定は、ニーズ調査の結果と2歳の需要の推移を勘案し算出します。また、推計では将来人口推計を用いていますが、将来人口推計と実績の乖離が一部生じている実態を踏まえ、需給状況に大きく影響する年齢では乖離を反映しています。

確保の内容については、既存の施設等の定員の見込みから1歳を除き需要量見込みを満たす状況となっています。そのため、1歳を中心に新規保育施設の整備や既存保育施設の受け入れ人数の拡充等に取り組めます。また、計画期間中に保育の需要量が見込みより増加することが判明した場合は、更なる定員の確保策に取り組んでいきます。

◆ 教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期（全地域）

(人)

		令和5年度（2023年度）（実績）						令和6年度（2024年度）（見込）					
		1号 認定	2号認定		3号認定			1号 認定	2号認定		3号認定		
			幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外	0歳	1歳	2歳
①需要量見込み		6,714	1,851	11,156	1,937	7,674		6,390	1,762	10,618	1,908	7,632	
確保 の 内 容	②特定教育・保育施設	1,974	10,921		1,601	6,440		1,906	11,061		1,595	6,707	
	③新制度に移行しない幼稚園	9,545						9,545					
	④区外利用－区内利用	602						602					
	⑤地域型保育事業所		6		88	271			7		81	257	
	⑥認可外保育施設		240		274	899			231		256	874	
	⑦確保総計	12,121	11,167		1,963	7,610		12,053	11,299		1,932	7,838	
	⑧前年度比							-68	132		-31	228	

	令和7年度（2025年度）						令和8年度（2026年度）						令和9年度（2027年度）							
	1号 認定	2号認定		3号認定			1号 認定	2号認定		3号認定			1号 認定	2号認定		3号認定				
		幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外	0歳	1歳	2歳		
①	6,081	1,672	10,290	1,698	3,691	3,642	5,849	1,609	10,068	1,735	3,693	3,618	5,724	1,575	10,008	1,769	3,692	3,619		
②	1,712	11,035		1,598	3,259	3,521	1,558		10,992		1,598	3,243	3,517	1,434		10,974		1,594	3,241	3,500
③	8,135						8,135						8,135							
④	602						602						602							
⑤		7		81	130	127			7		81	130	127			7		81	130	127
⑥		231		253	425	433			231		250	425	433			231		250	419	410
⑦	10,449	11,273		1,932	3,814	4,081	10,295		11,230		1,929	3,798	4,077	10,171		11,212		1,925	3,790	4,037
⑧	-1,604	-26		0	57		-154		-43		-3	-16	-4	-124		-18		-4	-8	-40

	令和10年度（2028年度）						令和11年度（2029年度）					
	1号 認定	2号認定		3号認定			1号 認定	2号認定		3号認定		
		幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外	0歳	1歳	2歳
①	5,544	1,526	9,852	1,807	3,724	3,617	5,419	1,516	9,939	1,846	3,762	3,614
②	1,332	10,920		1,586	3,234	3,489	1,282	10,875		1,573	3,220	3,482
③	8,135						8,135					
④	602						602					
⑤		7		81	130	127		7		81	130	127
⑥		231		250	419	410		231		250	419	410
⑦	10,069	11,158		1,917	3,783	4,026	10,019	11,113		1,904	3,769	4,019
⑧	-102	-54		-8	-7	-11	-50	-45		-13	-14	-7

※③新制度に移行しない幼稚園については、令和7年度より閉園予定園の募集しない学年の定員数を除いた数を確保数としている。

(2)子ども・子育て支援事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期

1) 利用者支援に関する事業

利用者支援事業は、地域において、緊密に連携し、ネットワークによる相談支援を実施しています。令和7年度（2025年度）より、従来の利用者支援事業（基本型）6か所に加え、子育てステーション、おでかけひろばを新たに基本型に位置づけます。また、利用者支援事業を活用しない地域子育て相談機関として、児童館等を位置づけ、身近な場所で相談できる体制を強化します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	需要量見込み(か所)	57	60	60	60	60
	確保の内容(か所)	57	60	60	60	60
	前年度比	51	3	0	0	0
地域 子育て相談機関	需要量見込み(か所)	83	86	86	87	88
	確保の内容(か所)	83	86	86	87	88
	前年度比		3	0	1	1
特定型	需要量見込み(か所)	5	5	5	5	5
	確保の内容(か所)	5	5	5	5	5
	前年度比	0	0	0	0	0
こども家庭センター 型	需要量見込み(か所)	5	5	5	5	5
	確保の内容(か所)	5	5	5	5	5
	前年度比	0	0	0	0	0
妊婦等包括相談支援 事業型	需要量見込み(か所)	5	5	5	5	5
	確保の内容(か所)	5	5	5	5	5
	前年度比		0	0	0	0

2) 延長保育（時間外保育事業）

ニーズ調査結果に基づく需要量見込みでは、平成30年度（2018年度）調査と比較して、令和5年度（2023年度）以降の需要量見込みが大幅に減少している状況にあります。今後、需要量の回復も想定される中、希望する保護者が延長保育を利用できるよう、現状の延長保育の実施体制（確保の内訳）を維持します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み(人)	1,814	1,773	1,748	1,717	1,708
確保の内容(人)	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300
前年度比	-279	0	0	0	0

3) 一時預かり事業

i 幼稚園による一時預かり

幼稚園による一時預かりについては、私立幼稚園独自の預かり保育事業や一時預かり事業（幼稚園型）、区独自の預かり事業等の拡充により確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（人日）	453,548	436,574	427,089	413,990	411,232
確保の内容（人日）	407,662	408,554	409,446	410,339	411,232
前年度比	892	892	892	893	893

ii その他の一時預かり

その他の一時預かりについては、ほっとステイや保育所等の一時保育とファミリー・サポート・センター事業をあわせています。需要量見込みに対して、保育所等における一時保育の拡充とファミリー・サポート・センター事業の充実を中心に、令和11年度までに確保します。なお、令和8年度以降の需要量見込み及び確保の内容は、こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の制度導入に伴う影響を反映しています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（人日）	235,831	192,182	182,435	171,964	166,496
確保の内容（人日） 一時預かり...①	193,207	156,915	153,212	147,982	147,149
前年度比	7,519	-36,292	-3,703	-5,230	-833
確保の内容（人日） ファミサポ...②	21,495	22,350	23,205	24,060	24,915
前年度比	855	855	855	855	855
確保総計（①+②）	214,702	179,265	176,417	172,042	172,064

4) ファミリー・サポート・センター事業〔就学児〕（子育て援助活動支援事業）

ニーズ調査結果に基づく需要量見込みは、利用実態と大きく乖離しており、潜在的な需要が含まれていると考えられます。令和7年度（2025年度）からの需要量見込みは、ニーズ調査結果に基づく需要量見込みのほかに、実際に利用している会員数の割合や就学児の近年の利用実績を踏まえて推計していますが、推計後も潜在的な需要は含まれていることから、実際のニーズに確保の内容が満たない場合は、本計画の中間見直し時に、検討します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（人日）	35,030	33,924	32,606	31,456	30,259
確保の内容（人日）	5,374	5,588	5,802	6,016	6,230
前年度比	214	214	214	214	214

5) 学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

本編 P186・187

低学年（１～３年生）について、新ＢＯＰ学童クラブでは、定員を設けることなく条件を満たしている児童の受け入れを行っています。新ＢＯＰ学童クラブの大規模化や狭あい化の解消をめざして整備を行う民設民営放課後児童クラブの誘致も進め、各年度の需要量見込みに対応していきます。

高学年（４年生以上）については、ＢＯＰや児童館、そしてプレーパーク等の民間事業者が運営する子どもの居場所において、児童の成長にあわせて継続した見守りを実施することで対応をしています。なお、配慮が必要な児童に関しては、新ＢＯＰ学童クラブ等で６年生まで子どもの育ちに寄り添っています。

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
需要量 見込み (人)	計	10,380	10,457	10,367	10,285	10,022
	１年生	3,459	3,357	3,305	3,447	3,230
	２年生	3,181	3,310	3,191	3,109	3,223
	３年生	2,716	2,785	2,895	2,774	2,664
	低学年	9,356	9,452	9,391	9,330	9,117
	４年生	654	633	611	603	559
	５年生	265	267	259	250	247
	６年生	105	105	106	102	99
	高学年	1,024	1,005	976	955	905
確保の内容（人）		10,380	10,457	10,367	10,285	10,022
前年度比		1,193	77	-90	-82	-263

6) ショートステイ事業（子育て短期支援事業）

ショートステイ事業は、育児不安等を解消し児童虐待予防のための支援をする機能も担っており、時期を逃さず適切に利用へつなげる必要があるため、実績を踏まえた事業量を確保します。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
需要量見込み（人日）	1,976	1,978	1,980	1,982	1,984
確保の内容（人日）	4,053	4,149	4,245	4,341	4,437
前年度比	96	96	96	96	96

7) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業は、利用実績及び需要量の見込みを踏まえて事業量を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（件）	941	936	931	927	925
確保の内容（件）	941	936	931	927	925
前年度比	611	-5	-5	-4	-2

8) ひろば事業（地域子育て支援拠点事業）

「ベビーカーや子どもが歩いていける距離（15分）」に設置されるよう面的な整備を進め、令和11年度（2029年度）までに83か所確保することをめざします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（人日）	448,210	463,210	463,210	468,210	473,210
需要量見込み（か所）	78	81	81	82	83
確保の内容（人日）	448,210	463,210	463,210	468,210	473,210
前年度比	25,000	15,000	0	5,000	5,000
確保の内容（か所）	78	81	81	82	83
前年度比	5	3	0	1	1

9) 病児・病後児保育事業

需要量見込みの伸びを勘案し、現在の事業量（施設数と定員数）を維持します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（人日）	21,200	21,300	21,500	21,700	22,200
確保の内容（人日）	25,200	25,200	25,200	25,200	25,200
前年度比	0	0	0	0	0

10) 乳児期家庭訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

訪問率100%をめざし、実績見込み数である委託訪問指導員、嘱託訪問員あわせて54人の体制を維持します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（人）	5,780	5,751	5,718	5,694	5,679
確保の内容（人）	5,780	5,751	5,718	5,694	5,679
前年度比	-151	-29	-33	-24	-15
確保の内容 委託訪問指導員	49	49	49	49	49
前年度比	-5	0	0	0	0
確保の内容 嘱託訪問員	5	5	5	5	5
前年度比	0	0	0	0	0

11) 妊婦健診事業

都内契約医療機関で実施する体制により、充足できています。引き続き、現行体制を維持します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（人）	6,310	6,278	6,242	6,216	6,200
確保の内容	実施場所：都内契約医療機関 →				

本事業は、令和4年（2022年）の児童福祉法改正により、新たに位置づけられた事業です。

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。区では、これまで養育支援訪問事業に位置づけていた「Ⅰ 産前・産後訪問支援事業（さんプラスサポート事業）」、「Ⅱ 養育支援等ホームヘルパー訪問事業（養育困難家庭）」、「Ⅲ 学生ボランティア派遣事業」に、「Ⅰ 産前・産後訪問支援事業（ツインズプラスサポート事業）」を加え、本事業に位置づけます。

現行の契約事業者で実施する体制を維持することにより充足できています。引き続き、現行体制を維持します。

Ⅰ 産前・産後訪問支援事業（さんさんプラスサポート・ツインズプラスサポート事業）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み計（件）	411	409	406	404	403
確保の内容（件）	411	411	411	411	411
前年度比		0	0	0	0
確保の内容（事業者）	38	38	38	38	38
前年度比		0	0	0	0

Ⅱ 養育支援等ホームヘルパー訪問事業（養育困難家庭）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（件）	112	119	127	135	144
確保の内容（件）	112	119	127	135	144
前年度比		7	8	8	9
確保の内容（事業者数）	13	13	13	13	13
前年度比		0	0	0	0

Ⅲ 学生ボランティア派遣事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（件）	10	13	16	19	22
確保の内容（件）	10	13	16	19	22
前年度比		3	3	3	3
確保の内容（事業者数）	1	1	1	1	1
前年度比		0	0	0	0

13) 児童育成支援拠点事業

本事業は、令和4年（2022年）の児童福祉法改正により、新たに位置づけられた事業です。養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。区では、子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業を位置づけます。区内北部および区内南部の2か所にて充足するかは、令和6年度（2024年度）に開設する2か所目の実施状況を踏まえて、本計画の中間見直し時に、検討します。

	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
需要量見込み（人日）	121	121	123	125	124
確保の内容（人日）	80	80	80	80	80
前年度比		0	0	0	0

14) 親子関係形成支援事業（ペアレント・トレーニング）

本事業は、令和4年（2022年）の児童福祉法改正により、新たに位置づけられた事業です。児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。区では虐待三次予防事業として位置づけます。この間の実績及び需要量の見込みを踏まえて事業量を確保します。

	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
需要量見込み（人日）	20	20	24	24	24
確保の内容（人日）	16	24	24	24	24
前年度比		8	0	0	0

15) 産後ケア事業

産後の心身共に不安定な時期に育児不安や育児疲れがあり、ご家族などから支援を受けられない母子を対象に短期入所（ショートステイ）型や通所（デイサービス）型、居宅訪問（アウトリーチ）型により、心身のケアや育児のサポートを行い、育児不安の解消や児童虐待予防を図る事業です。

対象となる方が希望通りに利用できる体制をめざし、ショートステイ型を中心に利用枠の拡充を図ることで、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（人日）		11,811	12,176	12,520	12,885	13,264
確保の内容（人日）		8,294	10,484	11,944	13,404	14,864
前年度比			2,190	1,460	1,460	1,460
内訳	ショートステイ型	5,804	7,994	9,454	10,914	12,374
	デイサービス型	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710
	アウトリーチ型	780	780	780	780	780

16) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的としています。

全ての妊婦に対して面談等により情報提供や相談を行う体制を維持します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（件）	17,728	17,638	17,538	17,466	17,420
確保の内容（件） こども家庭センター	17,728	17,639	17,538	17,466	17,420
前年度比		-90	-100	-72	-46

(3)こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の

需要量見込み及び確保の内容と実施時期

1) 事業概要

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するために、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

世田谷区では、保育の待機児童対策を優先する必要があることから、令和8年度から制度を導入することとしています。

計画策定時において、国が定める事項の多くが検討中の状況のため、国の手引き等を踏まえて、制度を利用する対象者・利用可能枠を以下のとおり仮定しました。

対 象 者：0歳6か月～3歳未満の保育所等に通っていない子ども

利用可能枠：月10時間

2) 確保の内容

需要量見込みは、将来人口推計（実績との乖離を反映）から、教育・保育事業の需要量見込みで推計した保育所等に通っている子どもを除いた人数を基本に、一定の利用割合を反映して推計しました。

確保の内容は、計画策定時に確保量を見込むために必要な基準や給付の内容が国から示されていないことから見込みが難しい状況がありますが、令和11年度に需要量を満たすよう計画的に利用可能枠を確保することとしました。

※需要量見込みと確保の内容は、今後国が示す制度の具体的な内容等を踏まえ、計画策定後に内容を変更する可能性があります。

		令和7年度 (2025年度)				令和8年度 (2026年度)				令和9年度 (2027年度)				令和10年度 (2028年度)				令和11年度 (2029年度)			
		0歳	1歳	2歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計
需要量 見込み	①人日					46	85	84	215	47	90	86	223	47	92	90	229	45	89	89	223
	②時間数					8,115	15,008	14,798	37,921	8,256	15,800	15,152	39,208	8,347	16,227	15,878	40,452	7,956	15,717	15,640	39,313
確保の 内容	①人日					32	60	59	151	38	72	69	179	43	83	81	207	45	89	89	223
	②時間数					5,681	10,506	10,359	26,546	6,605	12,640	12,122	31,367	7,512	14,604	14,290	36,406	7,956	15,717	15,640	39,313